

東京都エネルギー環境計画書 作成ガイドライン

（令和 6 年度計画書用）

エネルギーの
『環境性の向上』
に向けて

令和6年7月
東京都環境局気候変動対策部

目次

①東京都エネルギー環境計画書制度の目的と背景	1
②対象事業者	3
③「エネルギー環境計画書」及び「エネルギー状況報告書」の提出	4
④制度のフロー	8
⑤温室効果ガスの排出量等の算定	9
⑤－1 CO ₂ 排出量の算定方法	11
⑤－2 CO ₂ 排出係数の算定方法	20
⑤－3 把握率の算定方法	23
⑤－4 再生可能エネルギーの利用率の算定方法	25
⑤－5 FIT電気の利用率の算定方法	27
⑤－6 未利用エネルギー等の利用率の算定方法	28
⑤－7 再エネ証書かつ再エネ電源利用率及び新設再生可能エネルギー利用率の算定方法	29
⑤－8 調整後 CO ₂ 排出係数の算定方法	31
⑤－9 電力メニュー別調整後 CO ₂ 排出係数等の算定方法	33
⑥令和6年4月条例改正による制度強化の方針	36
⑦エネルギー環境計画書（提出書及び第1号様式）の記載方法	38
⑧エネルギー環境報告書（提出書及び第2号様式）の記載方法	63
⑨特定事業者による公表	64
別紙1：未把握分の CO ₂ 排出係数⑨特定事業者による公表	65
別紙2：「発電事業の有無」における「自社等」の定義る公表	66

本ガイドラインは、令和6年度エネルギー環境計画書制度の「計画書」（令和6年度計画を記載）にあたりご参照いただくものです。

同「報告書」の作成（令和5年度実績を記載）は、従来の緑色の冊子を参照願います。

① 東京都エネルギー環境計画書制度の背景と目的

東京都エネルギー環境計画書制度は、平成17年3月の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下環境確保条例とする）」の改正に基づき創設された制度です。

本制度の背景には、電力の小売の部分自由化の開始があります。

平成12年の電気事業法の改正により電力の小売が自由化され、一般電気事業者に加えて特定規模電気事業者が都内の一定規模以上の電気需要者に対して電気を供給できるようになりました。その後平成28年4月からの電力の小売全面自由化により、国の登録を受けた小売電気事業者が、都内の一般家庭を含めた全ての電気需要者に対して電気を供給できるようになって以降本制度の対象事業数は増加し、令和5年度末現在292者となっております。

本制度の目的は「電気の環境性」を高めていくものです。制度対象事業者にはCO₂排出係数の低減や再生可能エネルギー導入等を計画的に推進いただくため、条例に基づき計画書・報告書の作成及び公表を行っていただきます。電気の消費者である都民の皆様は、計画書や報告書などの公表内容を参考に、環境性の高い電気の購入が可能となります。

さらに都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」を令和4年2月に表明いたしました。本制度におきましても令和4年12月の環境確保条例の改正を経て令和6年4月より本制度を大きく改正し、都が制度対象事業者における再生可能エネルギー電力の使用割合を50%程度とする目標水準を定めるなどの強化を行いました。

- 東京都エネルギー環境計画書制度は、電気事業者に対し、CO₂排出係数(1キロワット時当たりの電気の供給に伴い排出されるCO₂の量)の削減を計画的に推進してもらうことにより、都内に供給される電気の環境性の向上を目指すものです。
- これら電気事業者の取組内容を公表することにより、電気需要者が環境に配慮した電気事業者を選択することが容易になります。

◆ 電気事業者

CO₂排出係数の削減や再生可能エネルギー導入等により、供給する電気の環境性の向上を計画的に推進するための計画書・報告書の作成・公表

電気の
環境性の
向上

◆ 電気需要者

電気事業者の計画書・報告書の公表内容を参考に、環境性の高い電気を購入することが可能になる

東京都エネルギー環境計画書制度の目的

○東京都グリーン購入ガイド（電気のグリーン購入）での電気の CO₂ 排出係数について

東京都が「東京都グリーン購入ガイド」に基づき電気を調達する場合には、入札等に参加する条件として、電気事業者の CO₂ 排出係数を設定しています。

（指針本文）

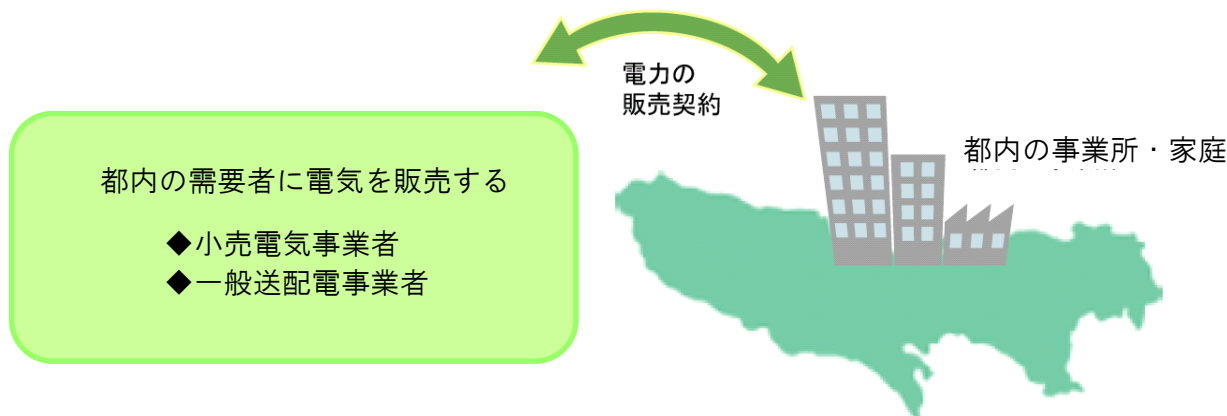
第 1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項に基づき、特定エネルギー供給事業者（以下「特定事業者」という。）が実効性ある地球温暖化の対策を進めていくに当たり、再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の拡大その他の方法による温室効果ガス排出の量の抑制に係る措置及び目標等に関するエネルギー環境計画書（以下「計画書」という。）及びエネルギー状況報告書（以下「報告書」という。）を作成するための方法等について定めることを目的とする。

②対象事業者

(指針第2)

エネルギー環境計画書制度の対象事業者（＝特定事業者）は、環境確保条例施行規則によって、都内に電気を供給している「小売電気事業者」、「一般送配電事業者」とされています。



特定事業者の範囲

(指針本文)

第2 特定事業者

特定事業者は、都内に電気を供給している事業者のうち、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第5条の2第2項に規定する小売電気事業者及び一般送配電事業者で、計画書及び報告書の作成、提出及び公表をしなければならない事業者である。

「都内に電気を供給している」とは、都内に位置する事業所等を設置し、又は管理する事業者との間に当該事業所等に係る電気の販売契約を締結していることをいう。

(電気事業法より抜粋)

第2条

- 一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。
- 二 小売電気事業 小売供給を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。
- 三 小売電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条登録を受けた者をいう。
- 八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。
 - イ その供給区域（離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。）を除く。）における一般の需要（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者（第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。）から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（次項第二号、第十七条及び第二十条において「最終保障供給」という。）
 - ロ その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「離島供給」という。）
- 九 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者をいう。

③「エネルギー環境計画書」及び「エネルギー状況報告書」の提出

(指針第2)

特定事業者は、環境確保条例により、「エネルギー環境計画書」及び「エネルギー状況報告書」の提出が義務づけられています。

○ 「エネルギー環境計画書」及び「エネルギー状況報告書」の概要は以下の通りです。

	エネルギー環境計画書	エネルギー状況報告書
提出対象者	当年度(2024年7月末日時点)、都内に電気を供給する事業者	前年度(2023年度)、都内に電気を供給した事業者
期日	毎年度7月末日	毎年度7月末日
内容	CO₂排出係数の抑制に係る措置及び目標 (当年度目標、次年度目標、長期目標年度(2030年度))	ガイドライン(緑本)を参照
	再生可能エネルギー供給量の割合の拡大に係る措置及び目標 (当年度から2030年度までの各年度の目標) (再生可能エネルギー利用率など)	
	供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率、属性等 (再エネ証書かつ再エネ電源利用率等)	
	- メニューの多様化に係る措置 - メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率、属性等	
	その他地球温暖化の対策に関する事項 - 未利用エネルギー等による発電に係る措置及び目標 - 火力発電所における熱効率に係る措置及び目標 - 電気需要者への温暖化対策に係る措置 - その他地球温暖化対策に係る措置	

※提出方法：可能な限り、オンライン受付システムにてお願いいたします。

(環境確保条例)

(エネルギー環境計画書の作成等)

第九条の三 特定エネルギー供給事業者は、毎年度、都内への特定エネルギーの供給に関し、次に掲げる地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書(以下「エネルギー環境計画書」という。)を、エネルギー環境計画指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- 一 規則で定める単位当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標
- 二 特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標
- 三 その他地球温暖化の対策に関して規則で定める事項

(エネルギー状況報告書の作成等)

第九条の五 特定エネルギー供給事業者は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「エネルギー状況報告書」という。)を、エネルギー環境計画指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- 一 前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量
- 二 前年度の規則で定める単位当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量
- 三 前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合
- 四 エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策に関して規則で定める事項

(指針第5-11および指針第6-10)

- 特定事業者は、エネルギー環境計画書及びエネルギー状況報告書の提出の際、以下の事項をあわせて提出してください。なお、算出に係る根拠については、東京都環境局よりご質問や資料の提出をお願いさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・エネルギー環境計画書の添付書類

環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第2条第4項の環境報告書をいう。）、これに類する冊子等を作成している場合においては、当該環境報告書等を添付してください。

- ・エネルギー状況報告書の添付書類

- （1）電気の供給に伴い排出されたCO₂排出量の算定方法に係る資料

電気の供給に伴い排出されたCO₂排出量の算定について、当該算定の方法に係る資料

- （2）電気の供給に係る発電所の状況を示す資料

電気の供給に係る発電所について、その名称、位置、発電規模、発電種別、電気の供給に伴い排出されたCO₂排出量、再生可能エネルギーによる発電量、熱効率の実績等を示す資料

- （3）電気の供給に伴い排出された調整後CO₂排出量の算定に係る資料

電気の供給に伴い排出された調整後CO₂排出量の算定について、当該算定の方法に係る資料

- （4）メニュー別調整後CO₂排出係数等の算定に係る資料

メニュー別調整後CO₂排出係数等の算定の根拠となる資料

- （5）その他知事が必要と認める書類

（1）から（4）までのほか、報告書の内容を説明するものとして知事が必要と認める書類

(指針第5-12)

- 特定事業者は、計画書により示したメニューに関する事項について変更があった場合、「エネルギー環境計画書変更届出書」を提出することができます。提出に当たっては、変更に関する添付書類もあわせて提出してください。また当該変更届出書を提出した場合、速やかに公表の内容も変更してください。

○添付資料：共通様式による提出

- ・ エネルギー状況報告書の添付書類については、原則、都の提供する共通様式を使用してください。
- ・ 共通様式に記載するのが困難な発電方法や取引形態がある場合には、ヘルプデスクまでご相談ください。（添付書類の要件を満たす内容が記載されている場合には、共通様式によらないものも認められます。）

(指針本文)

第5 エネルギー環境計画書の作成

11 添付書類

(1) 環境報告書等

計画書の提出に当たっては、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号）第 2 条第 4 項の環境報告書をいう。）又はこれに類する冊子等を添付するよう努めるものとする。

(2) その他知事が必要と認める書類

計画書の提出に当たっては、(1) のほか、計画書の内容を説明するものとして知事が必要と認める書類を添付するものとする。

12 エネルギー環境計画書の変更届

特定事業者は、8 により示したメニューに関する事項について変更があった場合、エネルギー環境計画書変更届出書を提出することができる。

提出に当たっては、11 に掲げる添付書類のうち、変更に関するものを添付するものとする。

当該変更届出書を提出した場合、速やかに 10 による公表の内容を変更するものとする。

第6 エネルギー状況報告書の作成

10 添付書類

特定事業者は、報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 電気の供給に伴い排出されたCO₂排出量の算定方法に係る資料

電気の供給に伴い排出されたCO₂排出量の算定について、当該算定の方法に係る資料

(2) 電気の供給に係る発電所の状況を示す資料

電気の供給に係る発電所について、その名称、位置、発電規模、発電種別、電気の供給に伴い排出されたCO₂排出量、再生可能エネルギーによる発電量、熱効率の実績等を示す資料

(3) 電気の供給に伴い排出された調整後CO₂排出量の算定に係る資料

電気の供給に伴い排出された調整後CO₂排出量の算定について、当該算定の方法に係る資料

(4) メニュー別調整後CO₂排出係数等の算定に係る資料

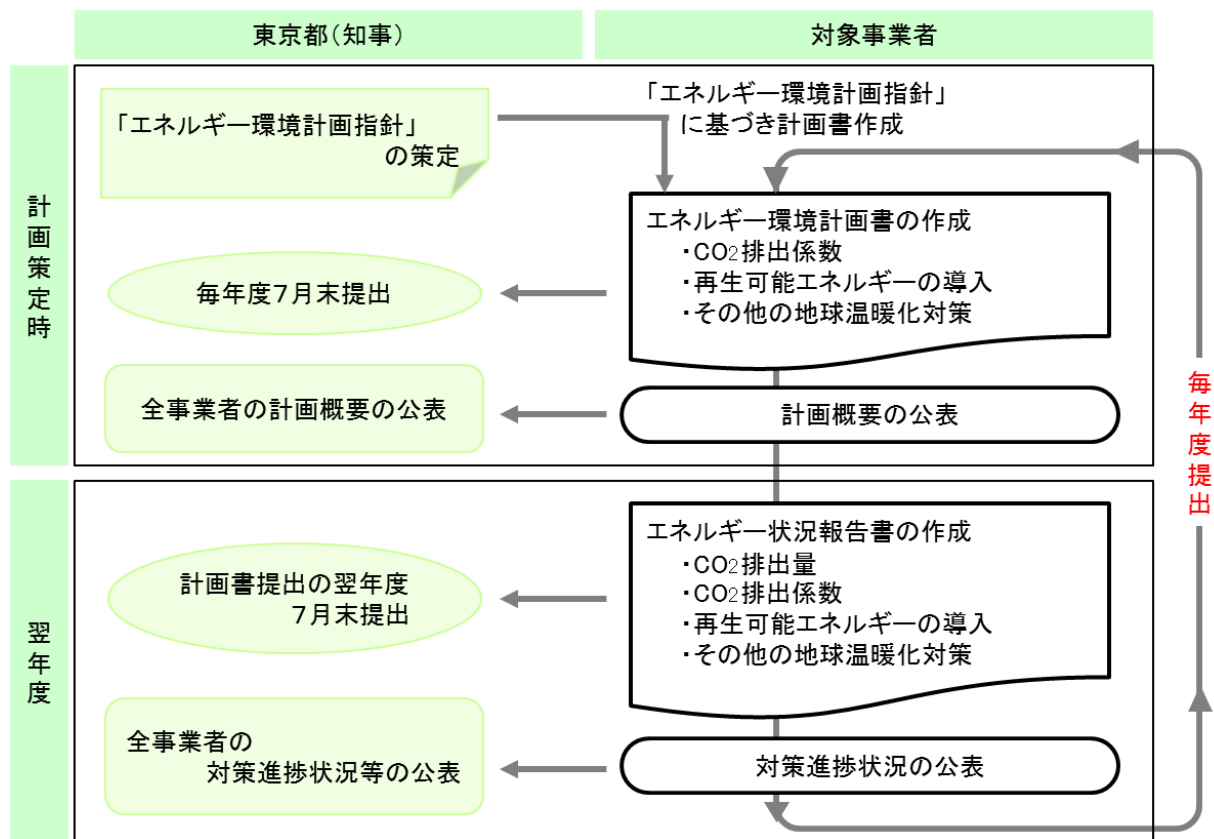
メニュー別調整後CO₂排出係数等の算定の根拠となる資料

(5) その他知事が必要と認める書類

(1) から (4) までのほか、報告書の内容を説明するものとして知事が必要と認める書類

④制度のフロー

- エネルギー環境計画書制度のフローは以下のようになります。



エネルギー環境計画書制度のフロー

(条例施行規則)

(エネルギー環境計画書の提出等)

第五条の二十三 条例第九条の三第一項の規定によるエネルギー環境計画書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十五によるエネルギー環境計画書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー環境計画書を添えて行わなければならない。

(エネルギー状況報告書の提出等)

第五条の二十四 条例第九条の五の規定によるエネルギー状況報告書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十六によるエネルギー状況報告書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー状況報告書を添えて行わなければならない。

⑤温室効果ガスの排出量等の算定

(指針第3)

特定事業者は、毎年度、前年度における都内への電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの量として、CO₂排出量や再生可能エネルギー利用量等を算定し、報告します。

○ 特定事業者が報告する数値は、以下のものとなります。

・エネルギー環境計画書

項目	単位
全電源 CO ₂ 排出係数※ ¹	kg-CO ₂ /kWh
再生可能エネルギー利用量及び利用率※ ² ※ ⁴	千 kWh、%
再エネ証書かつ再エネ電源利用率※ ³ ※ ⁵	%
未利用エネルギー等による利用量及び利用率※ ¹	千 kWh、%
都内へ供給する電気の属性※ ³	kW
電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性※ ³ ※ ⁶	%
メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性※ ³	千 kWh、%

※1：報告年度：当年度、次年度、2030 年度

※2：報告年度：当年度～2030 年度までの間

※3：報告年度：当年度

※4：再生可能エネルギー利用量及び利用率；再生可能エネルギー利用量は、再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給の量（ただし、電気の供給の量から再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量を減じた量を上限とする。）及び再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量。

再生可能エネルギー利用率は、電気の供給の量のうち、再生可能エネルギー利用量の割合。

※5：再エネ証書かつ再エネ電源利用量及び利用率；再エネ証書かつ再エネ電源利用量は、再生可能エネルギー利用量のうち、再生可能エネルギーを利用した発電（再エネ電源）による電気の供給の量。再エネ証書かつ再エネ電源利用率は、電気の供給の量のうち、再エネ証書かつ再エネ電源利用量の割合。

※6：新設再生可能エネルギー利用量及び利用率；新設再生可能エネルギー利用量は、再エネ証書かつ再エネ電源のうち、2024 年度以降に運転を開始する電源から調達し供給した電気の量。新設再生可能エネルギー利用率は、電気の供給の量のうち、新設再生可能エネルギー利用量の割合。

・エネルギー状況報告書

項目	単位
特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量※ ¹	千 t-CO ₂
全電源 CO ₂ 排出係数、火力発電及び調整後 CO ₂ 排出係数※ ¹	kg-CO ₂ /kWh
CO ₂ 排出係数の把握率※ ²	%
再生可能エネルギー利用量及び利用率※ ¹ ※ ³ E I E 電気利用量及び利用率※ ¹ 、※ ⁶	千 kWh、%
都内へ供給する電気の属性※ ³	kW
電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性※ ³ ※ ⁶	%
メニュー別の電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性※ ³	kg-CO ₂ /kWh、%
メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性※ ³ ※ ⁵	千 kWh、%
未利用エネルギー等による利用量及び利用率※ ¹	千 kWh、%
火力発電所の熱効率※ ²	%

※1：報告年度：前年度及び前々年度

※ 2 : 報告年度 : 前年度

※ 3 : **再生可能エネルギー利用量及び利用率** ; 再生可能エネルギー利用量は、再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給の量（ただし、電気の供給の量から再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量を減じた量を上限とする。）及び再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量。再生可能エネルギー利用率は、電気の供給の量のうち、再生可能エネルギー利用量の割合。

※ 4 : **再エネ証書かつ再エネ電源利用量及び利用率** ; 再エネ証書かつ再エネ電源利用量は、再生可能エネルギー利用量のうち、再生可能エネルギーを利用した発電（再エネ電源）による電気の供給の量。再エネ証書かつ再エネ電源利用率は、電気の供給の量のうち、再エネ証書かつ再エネ電源利用量の割合。

※ 5 : **新設再生可能エネルギー利用量及び利用率** ; 新設再生可能エネルギー利用量は、再エネ証書かつ再エネ電源のうち、2024 年度以降に運転を開始する電源から調達し供給した電気の量。新設再生可能エネルギー利用率は、電気の供給の量のうち、新設再生可能エネルギー利用量の割合。

※ 6 : **F I T 電気利用量及び利用率** ; F I T 電気利用量は、F I T 電気から調達した再生可能エネルギー電気に係る非化石証書を取得したものに相当する量。F I T 電気利用率は、電気の供給の量のうち、F I T 電気利用量の割合。

⑤-1 CO₂ 排出量の算定方法

特定事業者の都内への電気の供給に係る CO₂ 排出量の算定方法は、以下のとおりとなります。

$$X = \left[A + B + C \right] \times \frac{\text{都内供給電力量（小売に供した電力量）}}{\text{都内を管轄する一般送配電事業者管内の供給電力量（小売に供した電力量）}} \quad \begin{matrix} \text{※1} \\ \text{※2} \end{matrix}$$

○X = 都内への電気の供給に係るCO₂排出量（t-CO₂）

○A = 他の一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係るCO₂排出量（t-CO₂）

○B = 自社等発電所で発電した電気の供給に係るCO₂排出量（t-CO₂）

○C = A,B以外の電気の供給に係るCO₂排出量（t-CO₂）

図 都内への電気の供給に係る CO₂ 排出量

※1 A、B、C は、都内を管轄する一般送配電事業者管内における電気の供給に係る CO₂ 排出量とします。

B、C の供給分にはバランシンググループからの供給分も含まれます。

※2 以下、「（都内供給電力量）／（都内を管轄する一般送配電事業者管内の供給電力量）＝都内供給比率」とします。

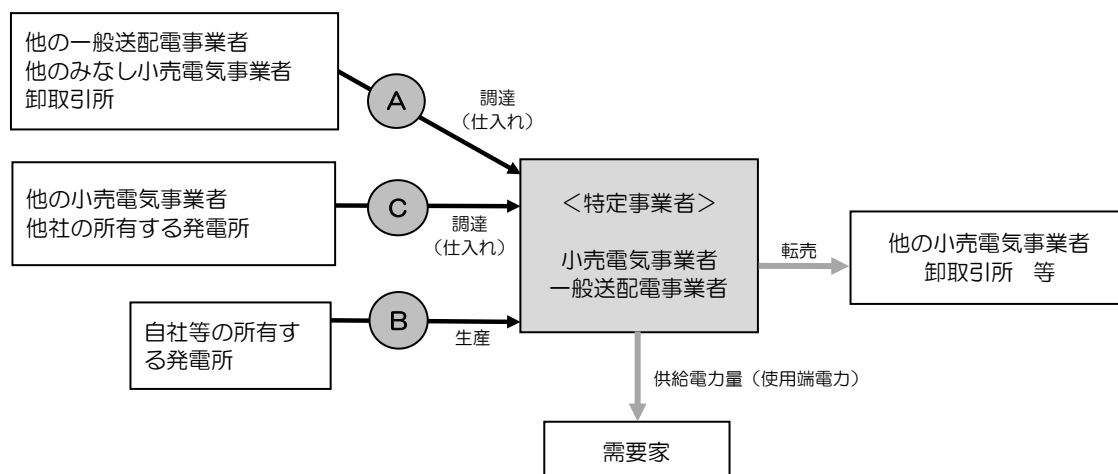


図 特定事業者の電気の調達／生産及び転売／販売の流れ

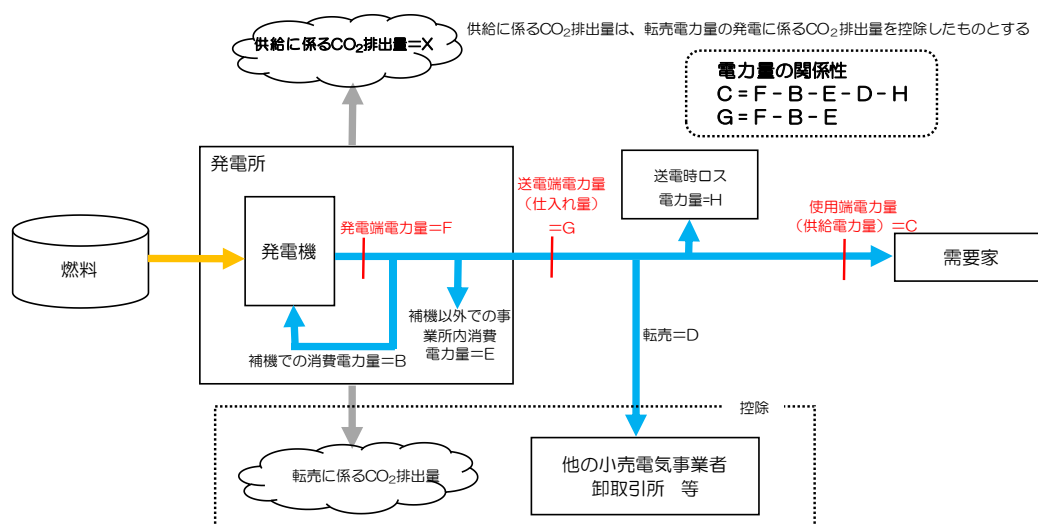
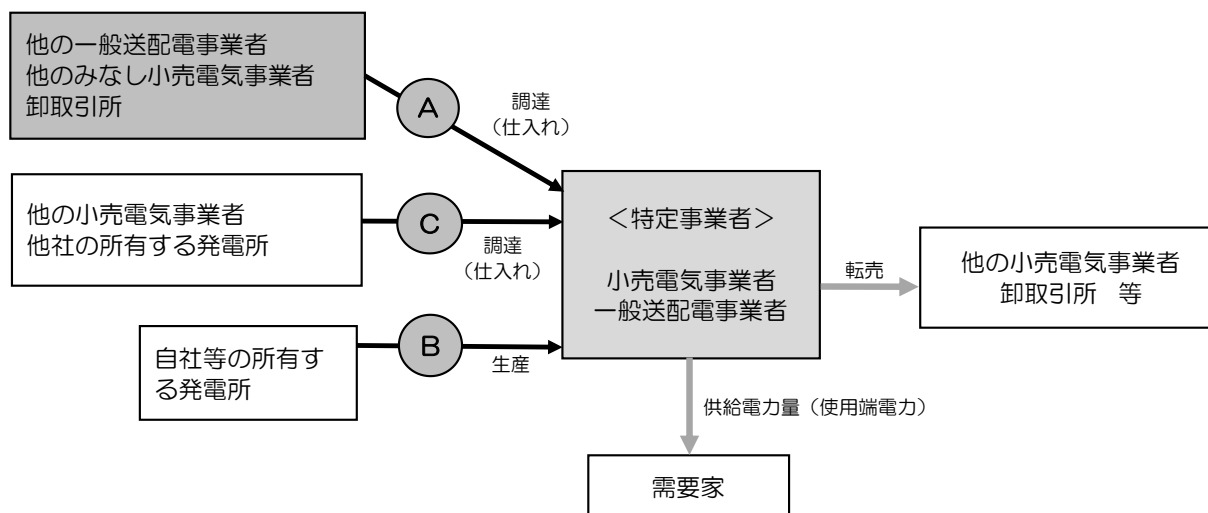


図 電気の流れ

①: 他の一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係る CO₂ 排出量

- 他の一般送配電事業者等とは「他の一般送配電事業者」及び「他のみなし小売電気事業者」、「卸取引所」が該当します。
- 他の一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係る CO₂ 排出量は、以下の式で求められます。

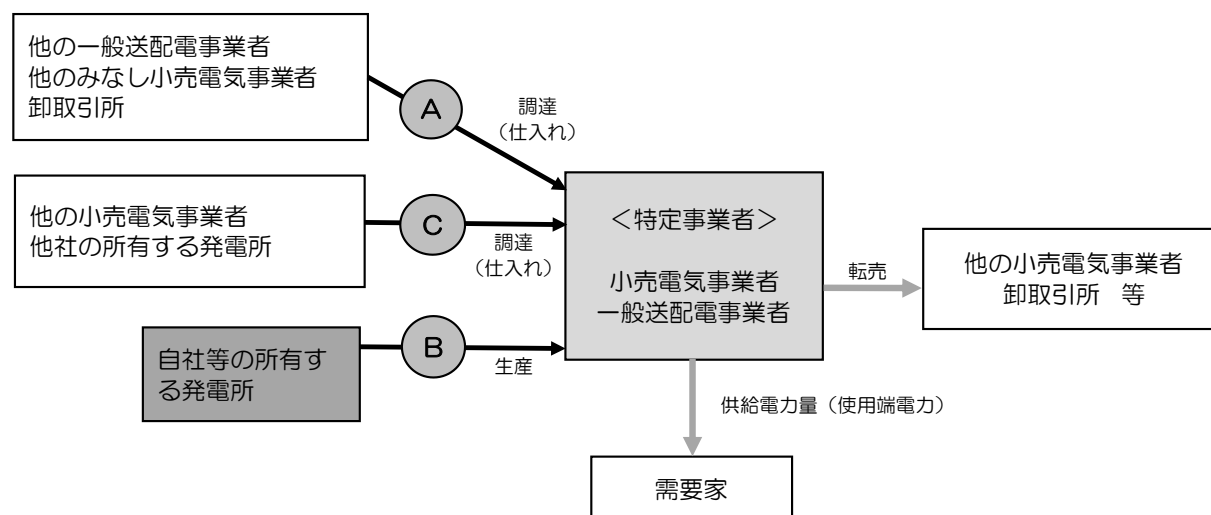


$$\begin{aligned}
 & \text{A} \quad \text{他の一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係るCO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} \\
 & \left\{ \begin{aligned} & \left(\text{他の一般送配電事業者からの電気の仕入れ量 (千kWh)} - \text{他の一般送配電事業者から仕入れた電気のうち転売した量 (千kWh)} \right) \times \text{CO}_2\text{排出係数 (kg-CO}_2\text{/kWh)} \\ & \left(\text{他のみなし小売電気事業者からの電気の仕入れ量 (千kWh)} - \text{他のみなし小売電気事業者から仕入れた電気のうち転売した量 (千kWh)} \right) \times \text{CO}_2\text{排出係数 (kg-CO}_2\text{/kWh)} \\ & \left(\text{卸取引所からの電気の仕入れ量 (千kWh)} - \text{卸取引所から仕入れた電気のうち転売した量 (千kWh)} \right) \times \text{CO}_2\text{排出係数 (kg-CO}_2\text{/kWh)} \end{aligned} \right.
 \end{aligned}$$

※本制度において排出係数が公表されていない事業者については、毎年度、環境省が公表する事業者別排出係数（基礎排出係数）を用いて算定します。

②：自社等発電所で発電した電気の供給に係る CO₂ 排出量

- 「自社等」の定義については別紙2を参照してください。
- 自社等の所有する発電所で発電した電気の供給に係る CO₂ 排出量は、以下の式で求められます。



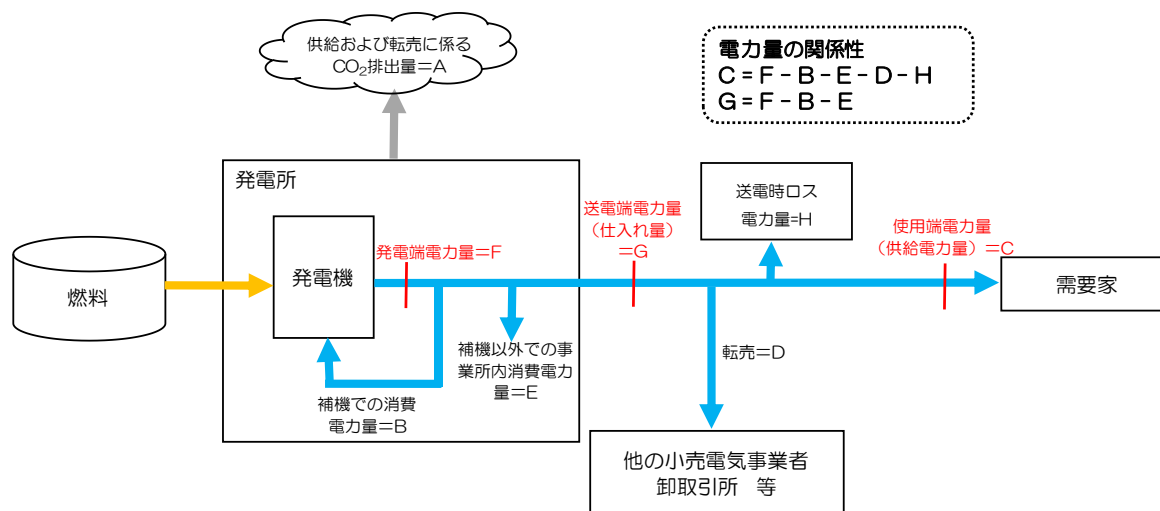
②

$$\text{自社等の所有する発電所で生産した電気の供給に係るCO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{発電に使用した燃料の消費量 (例：t)} \times \text{省令で定められた燃料別の発熱量 (例：GJ/kg)} \times \text{省令で定められた燃料別のCO}_2\text{排出係数 (t-CO}_2\text{/GJ)}$$

- 燃料別の発熱量及び CO₂ 排出係数については、平成十八年経済産業省・環境省令第三号「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」別表第1を参照してください (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418M60001400003>)。なお、単位発熱量については、省令で定められた発熱量等の値によりがたく、かつ、別に合理的な算定方法がある場合は、その算定方法を知事に示して協議し、これを知事が適当と認めるときは、当該方法を選択し、使用することができます。その際は、その根拠となる資料を報告書に添付してください（指針第3 3）。
- 「省令で定められた発熱量等の値によりがたい」場合とは、単位発熱量に自ら測定した値が存在する場合となります。また、「合理的な算定方法」とは、次頁に示すフロー図の手順を指します。その場合、算定方法を選択した理由を知事に示し、協議する必要があります。
- 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）及び原子力による発電については、CO₂ 排出量は0とします。
- 廃棄物発電（自治体等の一般廃棄物を焼却する清掃工場等）において、助燃目的での燃料投入量に係る CO₂ 排出量は算定しません。ただし、発電を目的として化石燃料を用いる場合は、燃料別の発熱量及び CO₂ 排出係数により算定します。

【発電所内の補機での電力消費により発生する CO₂ について】

発電所内の補機での電力消費により発生する CO₂ については、電気の供給に係る CO₂ 排出量とするかどうかにより、電力量によって按分します。



① 自社等所有の発電所の場合

自社等所有の発電所については、補機での消費電力量及び、補機以外での事業所内消費電力量に係る CO₂ 排出量も電気の供給に係る CO₂ 排出量として計算します。ただし、他社への転売電力量に係る CO₂ 排出量については、按分して除外します。

$$\text{電気の供給に係る CO}_2 \text{ 排出量} = A \times (G - D) / G$$

※燃料投入量には、助燃目的で投入された量を含みます。

② 自社等所有以外の発電所の場合

自社等所有以外の発電所（他社所有の発電所等）については、補機での消費電力量、補機以外の事業所内消費電力量及び、他社への転売電力量に係る CO₂ 排出量は、電気の供給に係る CO₂ 排出量から除外して計算します。

$$\text{電気の供給に係る CO}_2 \text{ 排出量} = A \times (G - D) / (B + E + G)$$

※燃料投入量には、助燃目的で投入された量を含みます。

【コージェネレーション（熱電併給）が行われている場合について】

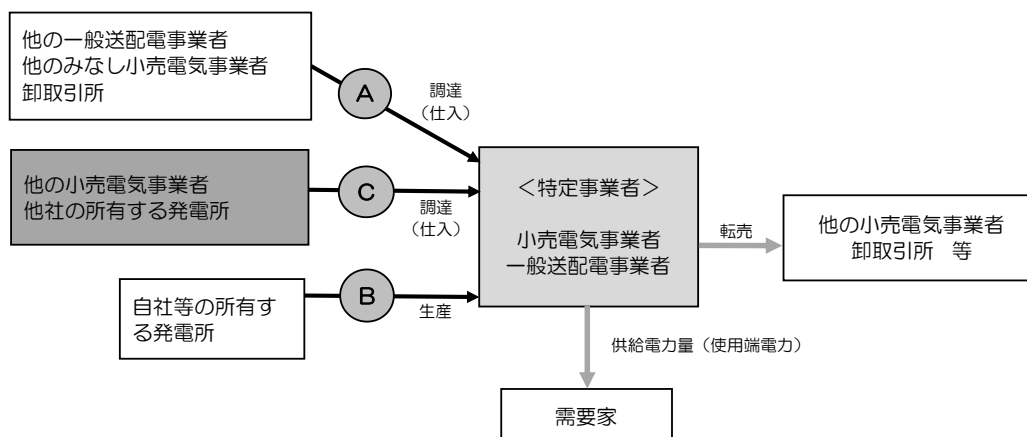
発電所でコージェネレーション（熱電併給）が行われている場合には、以下の式で電気の供給に係る CO₂ 排出量を求めます。

$$\begin{aligned} & \text{コージェネレーション発電による CO}_2 \text{ 排出量 (t-CO}_2\text{)} \\ &= \text{コージェネレーション発電に使用した燃料の消費量 (例: t)} \times \text{省令で定められた燃料別の発熱量 (例: GJ/kg)} \times \text{省令で定められた燃料別の CO}_2 \text{ 排出係数 (t-CO}_2\text{/GJ)} \\ & \times \frac{\text{発電した電気量 (熱量換算値: GJ)}}{\text{発電した電気量 (熱量換算値: GJ)} + \text{有効利用した熱量 (熱量換算値: GJ)} \times (1/2.17)} \end{aligned}$$

○ 以下のいずれかに該当するものが、コージェネレーションとして認められます。

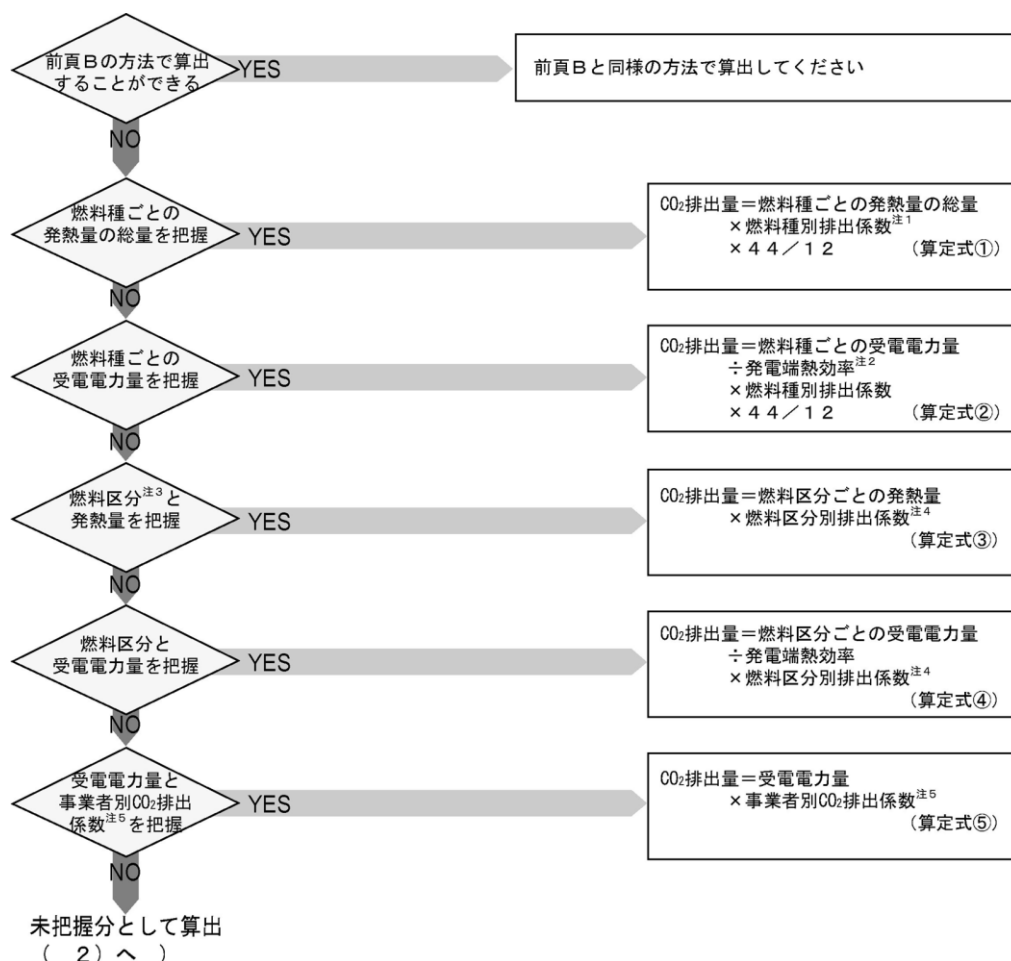
- ・ 有効利用した熱量が把握されている場合であり、一次エネルギー年間熱効率が 60%以上（高位発熱量換算）のコージェネレーションをいいます。
- ・ コージェネレーションの定義に該当する場合であって、年間の実績の熱効率が 60%未満の場合は、熱効率 60%以上（高位発熱量換算）のコージェネレーションが分かる資料及び熱効率が低下した要因に関する資料を添付した上で、温室効果ガス排出量の算定方法について、都と協議する必要があります。
- ・ 本制度上のコージェネレーションの定義に該当しなかった場合、燃料使用量がわかっていれば、燃料使用量等から算出してください。

㉔：A、B以外の電気の供給に係る CO₂ 排出量



1) CO₂ 排出量の算定の基となる情報が把握できる場合

- A、B以外の電気の供給に係る CO₂ 排出量の算定方法は、前記Bの算定と同様の方法で求めてください。



注1：算定省令別表第1の第5欄に掲げる係数

注2：総合エネルギー統計から算出した平均熱効率を用いることができる

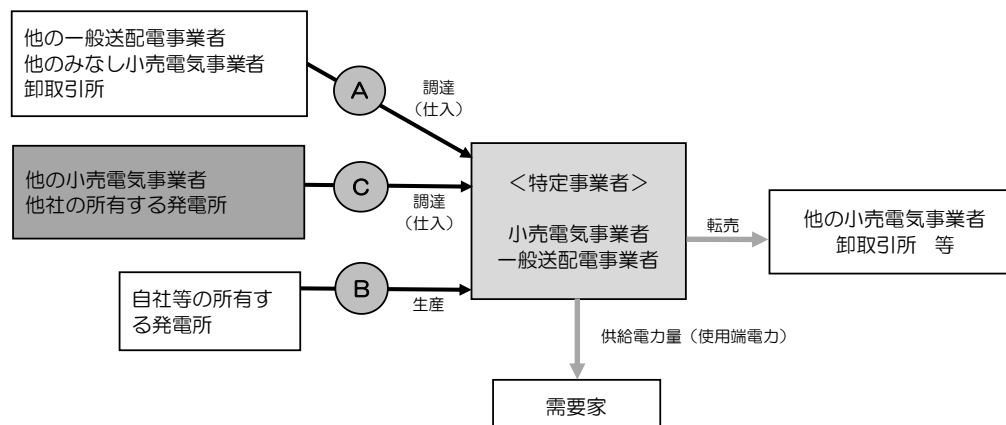
注3：「石油火力」、「石炭火力」、「LNG 火力」に区分

注4：関連する燃料による平均的な CO₂ 排出係数

注5：事業所別排出係数

2) CO₂ 排出量の算定の基となる情報が把握できない場合

- CO₂ 排出量の算定の基となる情報が把握できない場合には、以下の式で求めることとなります。



$$\begin{aligned}
 & \text{C} \quad \text{他の小売電気事業者および他社の所有する発電所から調達した電気の供給に係るCO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} \\
 & = \left(\begin{array}{l} \text{他の小売電気事業者および他社の所有する発電所からの} \\ \text{電気の仕入れ量 (千kWh)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{他の小売電気事業者および他社の所有する} \\ \text{発電所から仕入れた電気のうち} \\ \text{転売した量 (千kWh)} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{CO}_2\text{排出係数} \\ \text{(kg-CO}_2\text{/kWh)} \end{array}
 \end{aligned}$$

この場合の CO₂ 排出係数は、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」第2条4項3号に規定された係数となります。

CO₂ 排出係数に代替値（別紙1 参照）を使用する場合は、CO₂ 排出量の算定の基となる情報が把握できない理由を報告することとします。

（指針本文）

第3 温室効果ガスの排出の量等の算定

1 温室効果ガスの排出の量等の把握

特定事業者は、毎年度、次に掲げる事項の前年度における値を算定し、把握するものとする。

- (1) 都内への電気の供給(2 (3) を除き、以下単に「電気の供給」という。)に伴い排出される温室効果ガスの量として、二酸化炭素の排出の量(以下「CO₂排出量」という。)。この場合において、CO₂排出量には、自己が所有する発電所における発電に伴うCO₂排出量に限らず、自己が所有する発電所以外の発電所において発電された電気、自己が調達し、都内へ供給したものに係るCO₂排出量を含めるものとし、回収し、又は適正に処理された二酸化炭素の量は含めないものとする。
- (2) 1キロワット時当たりの電気の供給に伴い排出されるCO₂排出量(以下「CO₂排出係数」という。)
- (3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量及び(13)に規定する環境価値量を考慮したCO₂排出量(以下「調整後CO₂排出量」という。)を用いて算定したCO₂排出係数(以下「調整後CO₂排出係数」という。)
- (4) 電気の供給の量(送配電損失及び変電所内電力を控除した量とする。以下同じ。)のうちCO₂排出係数を算定するに当たり算定の基となる情報を把握したものの割合(以下「把握率」という。)
- (5) 電気の供給の量のうち、再エネ証書((13)ア及びウに掲げるもののうち、再生可能エネルギーを利用した発電による電気(バイオマスにより発電した電気については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。)に係るものをいう。以下同じ。)を取得したものに相当する量(ただし、電気の供給の量から再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量を減じた量を上限とする。)及び

再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量（以下「再生可能エネルギー利用量」という。）の割合（以下「再生可能エネルギー利用率」という。）

（６）電気の供給の量のうちFIT電気（再生可能エネルギーの固定価格買取制度により認定事業者（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 5 項に規定する認定事業者をいう。）から調達した同法第 2 条第 1 項に規定する再生可能エネルギー電気（当該再生可能エネルギー電気について同法第 15 条の 2 第 1 項の交付金を受けている場合に限る。）をいう。）に係る非化石証書を取得したものに相当する量（以下「FIT電気利用量」という。）の割合（以下「FIT電気利用率」という。）

（７）電気の供給の量のうち、再エネ証書を取得したものに相当する再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量及び再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量（以下「再エネ証書かつ再エネ電源利用量」という。）の割合（以下「再エネ証書かつ再エネ電源利用率」という。）

（８）電気の供給の量のうち、新設再生可能エネルギー発電設備（2024 年度以降に運転を開始した再生可能エネルギー発電設備（水力発電設備については出力が 3 万キロワット未満のものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る再生可能エネルギー利用量（以下「新設再生可能エネルギー電気利用量」という。）の割合（以下「新設再生可能エネルギー利用率」という。）

（９）電気の供給条件（以下「メニュー」という。）ごとの調整後CO₂排出係数（以下「メニュー別調整後CO₂排出係数」という。）

（10）メニューごとの再生可能エネルギー利用率（以下「メニュー別再生可能エネルギー利用率」という。）

（11）メニューごとの再エネ証書かつ再エネ電源利用率（以下「メニュー別再エネ証書かつ再エネ電源利用率」という。）

（12）メニューごとの新設再生可能エネルギー利用率（以下「メニュー別新設再生可能エネルギー利用率」という。）

（13）電気の供給に係る環境価値量（以下「環境価値量」という。）

この場合において、環境価値量の算定に用いることができるものは、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの調整後CO₂排出係数について定められている算出方法（以下「国が定める算出方法」という。）において、電気事業者の調整後CO₂排出量の算定に用いることができる国内及び海外認証排出削減量等として認められている次に掲げるものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

ア 国内認証排出削減量

イ 海外認証排出削減量

ウ 非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量

2 CO₂排出量等の算定方法

（１）CO₂排出量の算定方法

特定事業者の電気の供給に係るCO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X = A + B + C$$

この式において、X、A、B及びCは、次の値を表すものとする。

（X 電気の供給に係るCO₂排出量（単位 千トン）

A 一般送配電事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する者をいう。以下同じ。）又は日本卸電力取引所（以下「一般送配電事業者等」という。）から調達した電気の供給に係るCO₂排出量（単位 千トン）

B 自己及び子会社が所有する発電所並びに発電に係る情報を取得できる親会社、関連会社及びその他の関係会社である会社（その範囲は、知事と協議の上、定める。）が所有する発電所（以下「自社等発電所」という。）における発電による電気の供給に係るCO₂排出量（単位 千トン）

C A又はB以外の電気の供給に係るCO₂排出量（単位 千トン）

A、B及びCは、それぞれア、イ及びウに掲げる方法により算定されるものとする。

ア 一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係るCO₂排出量

一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係るCO₂排出量は、当該調達した電気の量に、当該一般送配電事業者等に係るCO₂排出係数（全電源平均）を乗じて求めるものとする。ただし、当該CO₂排出係数（全電源平均）の値が不明な場合はウに掲げる方法により算定する。

なお、都内を管轄する一般送配電事業者のCO₂排出係数について、知事が示した場合においては、当該係数を用いるものとする。また、日本卸電力取引所に係るCO₂排出係数について、知事が示した場合においては、当該係数を用いるものとする。

イ 自社等発電所における発電による電気の供給に係るCO₂排出量

自社等発電所における発電による電気の供給に係るCO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$B = D1E1F1 + D2E2F2 + D3E3F3 + \dots + G + H + I$$

この式において、D、E、F、G、H及びIは、次の値を表すものとする。

D 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「省令」という。）別表第1の第2欄に掲げる燃料のうち、専ら発電の用に供するため使用したものの量（単位 同表の第3欄に掲げる単位）

E 省令別表第1の第4欄に掲げる発熱量（単位 同表の第3欄に掲げる単位当たりのギガジュール）

F 省令別表第1の第5欄に掲げる燃料の種類ごとに定める係数に12分の44を乗じて得た数（単位 トン／ギガジュール）

G 再生可能エネルギーによる発電及び原子力発電に係るCO₂排出量であり、当該CO₂排出量は0とする。

H 次の式によって算定されるコージェネレーション発電によるCO₂排出量（単位 千トン）

$$H = J \times K \times L \times \frac{M}{M + N}$$

この式において、J、K、L、M及びNは、次の値を表すものとする。

J 省令別表第1の第2欄に掲げる燃料のうち、専ら発電の用に供するために使用したものの量（単位 同表の第3欄に掲げる単位）

K 省令別表第1の第4欄に掲げる発熱量（単位 同表の第3欄に掲げる単位当たりのギガジュール）

L 別表第3に掲げる燃料の種類ごとに定める排出係数（単位 同表の排出係数の単位の欄に掲げる単位）

M 次の式によって算定される電気量（単位 メガジュール）

$$M = \text{発電した電気量（単位 キロワット時）} \times 3.6 \text{（単位 メガジュール／キロワット時）}$$

N 次の式によって算定される有効利用した熱量の価値（単位 メガジュール）

$$N = \text{有効利用した熱量（単位 メガジュール）} \times (1/2.17)$$

I 未利用エネルギー等（これまで利用されていなかったエネルギー又は副生ガスとして別表に掲げるエネルギーをいう。以下同じ。）を利用した発電によるCO₂排出量（単位 千トン）であり、生産工程におけるエネルギーフローを示す資料、未利用エネルギー等を利用した発電システム等の資料を提示した上で、知事と協議し、算定方法を決定する。）

ウ ア又はイ以外の電気の供給に係るCO₂排出量

ア又はイ以外の電気の供給に係るCO₂排出量の算定方法は、イに掲げる方法と同様とする。ただし、当該方法によるCO₂排出量の算定の基となる情報の一部又は全部が把握できないと知事が認める場合において

は、当該電気の供給の量に、省令第2条第5項第3号に規定する係数を乗じて求めるものとする。

3 単位発熱量等について

特定事業者は、省令別表第1の第4欄に掲げる発熱量その他CO₂排出量の算定に係る要素が2（1）に示す値によりがたく、かつ、別に合理的な算定方法がある場合は、その算定方法を知事に示して協議し、これを知事が適当と認めるときは、当該方法を使用することができるものとする。この場合においては、その根拠となる資料を報告書に添付するものとする。

⑤－２ 全電源のCO₂排出係数・火力発電のCO₂排出係数の算定方法

(指針第 3-2 (2))

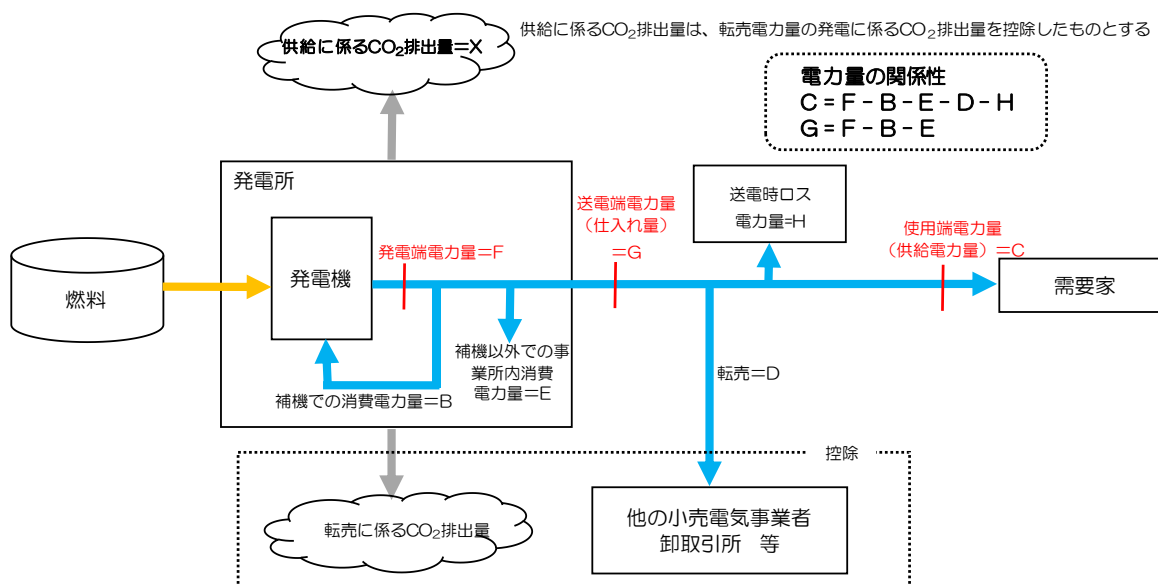
全電源のCO₂排出係数は、⑤－１で算定されたCO₂排出量を、全ての電気の供給量で除して求めます。

1) 全電源のCO₂排出係数

- 全電源のCO₂排出係数の算定方法は、以下のとおりとなります。

$$\begin{aligned}
 \text{全電源のCO}_2\text{排出係数 (kg-CO}_2\text{/kWh)} &= \frac{\text{電気の供給に係るCO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)}}{\text{全ての電気の供給量 (千kWh)}} \\
 &= \frac{X}{C}
 \end{aligned}$$

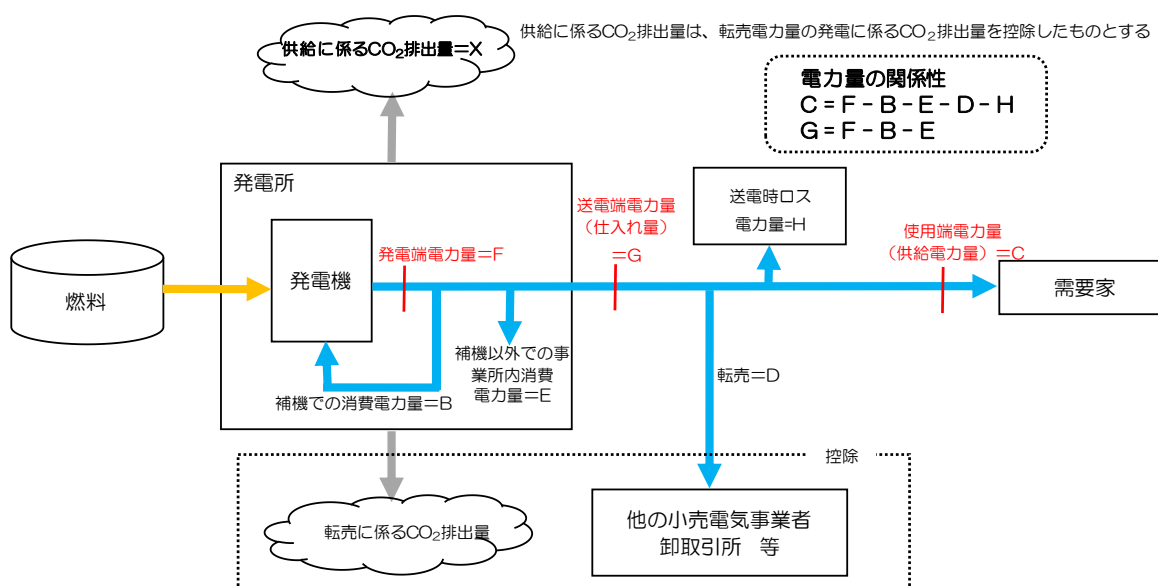
- 全ての電気の供給量は都内供給比率で按分した使用端電力量とします
- CO₂排出量は、都内電気の供給に係る転売分を控除した送電端電力量の発電に係るCO₂排出量とします。



2) 火力発電のCO₂排出係数

- 火力発電のCO₂排出係数の算定方法は、以下のとおりとなります。

$$\begin{aligned}
 & \text{火力発電のCO}_2\text{排出係数 (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \frac{\text{自社および他社の所有する火力発電に係るCO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)}}{\text{自社および他社の所有する火力発電による電気の調達量 (仕入れおよび生産量) (千kWh)}} \\
 & = \frac{X}{G-D}
 \end{aligned}$$



- 自社等および他所の火力発電による電気の調達量は、転売を控除した送電端電力量です。
- 火力発電には、清掃工場やバイオマスが含まれますが、原子力発電は含まれません。また、CO₂を算定するに当たり算定の基となる情報が把握できなかった電気の供給の量(未把握分)は含まれません。

※火力発電の定義

本制度では、物質の燃焼エネルギーを利用して発電するものを火力発電とみなします。火力発電には、石炭、石油製品（A 重油、灯油など）、天然ガスのほか、清掃工場での焼却熱を利用した発電や、木質チップなどのバイオマス燃焼発電も含まれます。

（指針本文）

第3 温室効果ガスの排出の量等の算定

2 CO₂排出量等の算定方法

（2）CO₂排出係数の算定方法

全電源のCO₂排出係数は、（1）の方法により算定したCO₂排出量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

火力発電のCO₂排出係数の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X = \frac{A - B - C}{D - E - F}$$

この式において、X、A、B、C、D、E及びFは次の値を表すものとする。

- | | |
|---|---|
| X | 火力発電のCO ₂ 排出係数 |
| A | 省令別表第1に掲げる燃料を燃焼して発電された電気の供給に係るCO ₂ 排出量 |
| B | 一般送配電事業者から調達した電気の供給に係るCO ₂ 排出量 |
| C | CO ₂ 排出量を算定するに当たり算定の基となる情報が把握できなかった電気の供給に係るCO ₂ 排出量 |
| D | 省令別表第1に掲げる燃料を燃焼して発電された電気の供給の量 |
| E | 一般送配電事業者から調達した電気の供給の量 |
| F | CO ₂ 排出量を算定するに当たり算定の基となる情報が把握できなかった電気の供給の量 |
- D、E及びFにおいて、電気の供給の量は、送配電損失及び変電所所内電力を控除しない量とする。

⑤－３ 把握率の算定方法

(指針第 3-2(5))

把握率は、全ての電気の供給の量から、CO₂ 排出量を算定するに当たり算定の基となる情報が把握できなかった電気の供給の量（＝未把握分）を減じた値を、全ての電気の供給の量で除して求めます。

- 把握率は以下の式により求められます。

$$\text{把握率} = \frac{\text{全ての電気の供給量} - \text{CO}_2\text{排出量算定のための情報が把握できなかった電気の供給量}}{\text{全ての電気の供給量}}$$

- 把握率が 100%に満たない場合は、その理由を報告してください。
○ 電気の供給量は、都内供給比率で按分した使用端電力量とします。

全電気の供給量			
他の一般送配電事業者等から調達した電気の供給量 (ア)	自社等の発電所における発電による電気の供給量 (イ)	ア、イ以外の電気の供給量 (CO ₂ 排出量の算定の基となる情報が把握できる)	ア、イ以外の電気の供給量 (CO ₂ 排出量算定のための情報が把握できない)
			CO ₂ 排出量算定のための情報が把握できなかった電気の供給量

図 把握率の概念

(指針本文)

第 3 温室効果ガスの排出の量等の算定

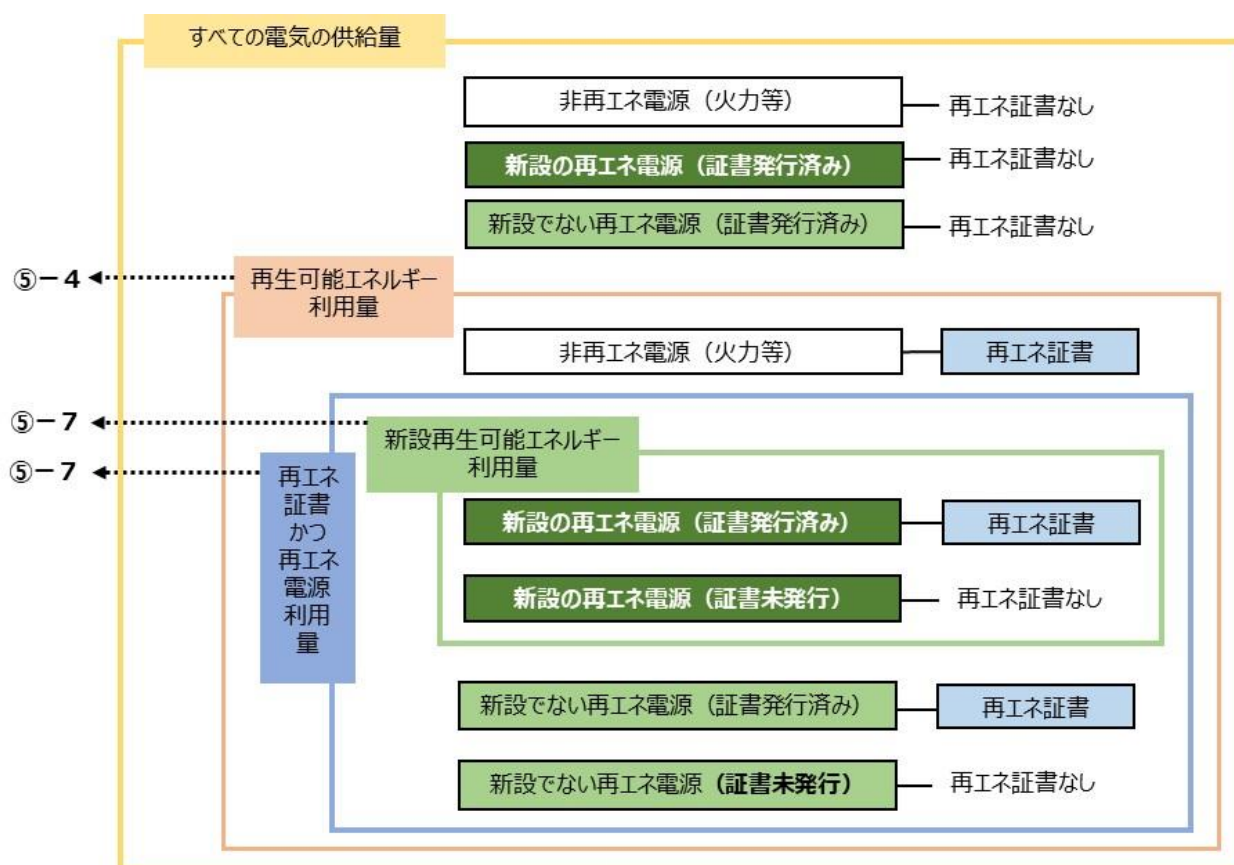
2 CO₂ 排出量等の算定方法

(5) 把握率の算定方法

全ての電気の供給の量からCO₂ 排出量を算定するに当たり算定の基となる情報が把握できなかった電気の供給の量を減じた値を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

◆再生可能エネルギー利用量、再エネ証書かつ再エネ電源利用量、新設再生可能エネルギー量、再エネ証書について◆

再生可能エネルギー利用量、再エネ証書かつ再エネ電源利用量、新設再生可能エネルギー量の範囲を下図にて示します。また、証書未発行電源以外の再エネ電源および非再エネ電源に紐づける再エネ証書の範囲を下表に示します。



算定項目に使用できる証書

算定項目	証書	グリーン電力証書	J-クレジット証書		JCM海外認証	FIT非化石証書	非FIT非化石証書	
			再エネ	省エネ森林			再エネ指定有	再エネ指定無
改正前 R6	基礎排出係数	—	—	—	—	—	—	—
	調整後排出係数	○	○	—	—	○	○	○
	メニュー別調整後排出係数	○	○	○	○	○	○	○
	再エネ利用量	—	—	—	—	—	—	—
改正後 R6	基礎排出係数	—	—	—	—	—	—	—
	調整後排出係数	○	○	○	○	○	○	○
	メニュー別調整後排出係数	○	○	○	○	○	○	○
	再エネ利用量	○	○	—	—	○	○	—
	再エネ証書かつ再エネ電源利用量	○	○	—	—	○	○	—
	新設再生可能エネルギー利用量	○	○	—	—	○	○	—
	FIT電気利用量	—	—	—	—	○	—	—

注：改正前・後とは「東京都エネルギー環境計画指針」の改正（令和6年4月1日施行）のことです。

グリーン電力証書は、再生可能エネルギーによって発電された電力の電気以外の価値を証書化したものです。

J-クレジット証書は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」としたものです。

海外証書は、二国間クレジット制度（JCM）により、途上国等への優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じて、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し証書化したものです。

⑤-4 再生可能エネルギー利用率の算定方法

(指針第 3-2(6))

再生可能エネルギー利用率は、再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給の量と、再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量（再生可能エネルギー利用量）を、全ての電気の供給の量で除して求めます。

- 再生可能エネルギー利用量・利用率は、以下の式により求められます。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{再生可能エネルギー利用量}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{再エネ証書を取得したものに} \\ \text{相当する電気の供給量} \\ \text{（再エネ証書付与電気量）} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{再エネ証書を発行していない再} \\ \text{生可能エネルギーを利用した発} \\ \text{電による電気の供給量} \\ \text{（証書未発行の再エネ電源から} \\ \text{の電気量）} \end{array}} \\
 \\
 \boxed{\text{再生可能エネルギー利用率}} = \frac{\boxed{\text{再生可能エネルギー利用量}}}{\boxed{\text{全ての電気の供給量}}}
 \end{array}$$

- 再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給量（**再エネ証書付与電気量**）、再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電（**再エネ電源**）による電気の供給量（**証書未発行の再エネ電源からの電気量**）および全ての電気の供給量は、都内供給比率で按分した**使用端電力量**とします。
- 再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給量（**再エネ証書付与電気量**）は、全ての電気の供給量から再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給量を減じた量を上限とします。
- 再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給量（**再エネ証書付与電気量**）は再エネ証書を付与した電気の供給量で、電源種は問いません。
- 再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電（**再エネ電源**）による電気の供給量（**証書未発行の再エネ電源からの電気量**）において、再生可能エネルギーを利用した発電（**再エネ電源**）には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス*が該当します。
- 再エネ利用量として利用できる再エネ証書は以下とします。

算定項目 \ 証書	グリーン 電力証書	J-クレジット証書		JCM 海外認証	FIT非化石 証書	非FIT非化石証書	
		再エネ	省エネ 森林			再エネ指定 有	再エネ指定 無
再エネ利用量	○	○	—	—	○	○	—

※バイオマス発電；再生可能エネルギーとして認められるバイオマス発電は、持続可能性が示された燃料を用いたものに限られます。
持続可能性が示された燃料とは、「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」※¹（資源エネルギー庁）に準じます。

※1

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf

指針第 3-1(5)

第3 温室効果ガスの排出の量等の算定

1 温室効果ガスの排出の量等の把握

特定事業者は、毎年度、次に掲げる事項の前年度における値を算定し、把握するものとする。

(5) 電気の供給の量のうち、再エネ証書（(13) ア及びウに掲げるもののうち、再生可能エネルギーを利用した発電による電気（バイオマスにより発電した電気については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。）に係るものをいう。以下同じ。）を取得したものに相当する量（ただし、電気の供給の量から再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量を減じた量を上限とする。）及び再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量（以下「再生可能エネルギー利用量」という。）の割合（以下「再生可能エネルギー利用率」という。）

（指針本文）

第3 温室効果ガスの排出の量等の算定

2 CO₂排出量等の算定方法

（6）再生可能エネルギー利用率の算定方法

再生可能エネルギー利用率は、再生可能エネルギー利用量を全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

⑤-5 F I T電気利用率の算定方法

(指針第 3-2(7))

F I T電気利用率は、再生可能エネルギー利用量のうちF I T電気利用量を、全ての電気の供給の量で除して求めます。

- F I T電気利用率は、以下の式により求められます。

$$\boxed{\text{FIT電気利用率}} = \frac{\boxed{\text{FIT電気利用量}}}{\boxed{\text{全ての電気の供給量}}}$$

- F I T電気利用量および全ての電気供給量は、都内供給比率で按分した使用端電力量とします。
- F I T電気利用量は、F I T非化石証書を取得したものに相当する電気の供給量で、電源種は問いません。
- 証書はF I T非化石証書のみを対象とします。

算定項目 \ 証書	グリーン 電力証書	J-クレジット証書		JCM 海外認証	FIT非化石 証書	非FIT非化石証書	
		再エネ	省エネ 森林			再エネ指定 有	再エネ指定 無
FIT電気利用量	—	—	—	—	○	—	—

(指針本文)

第3 温室効果ガスの排出の量等の算定

2 CO₂排出量等の算定方法

(7) F I T電気利用率の算定方法

F I T電気利用率は、再生可能エネルギー利用量のうちF I T電気利用量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

⑤ー6 未利用エネルギー等の利用率の算定方法

(指針第 5-9(1))

未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量及び未利用エネルギー等利用率（電気の供給の量のうち未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合をいう。）の目標値を設定している場合には、その値を示すものとします。

- 未利用エネルギー等の利用率は、以下の式により求められます。

$$\text{未利用エネルギー等利用率} = \frac{\text{未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給量}}{\text{全ての電気の供給量}}$$

- 未利用エネルギー等による電気の供給量（他社発電分を含む）および全ての電気の供給量は、都内供給比率で按分した使用端電力量とします。
- 清掃工場による発電のうちバイオマス以外の燃料による電気の供給量については「未利用エネルギー等による電気の供給量」に含めることができます。

未利用エネルギー等に該当するエネルギー
以下のものが未利用エネルギー等に該当します。

- (1) 工場の廃熱又は排圧
- (2) 廃棄物（バイオマスを除く。）の燃焼に伴い発生する熱
- (3) 超高圧地中送電線からの廃熱
- (4) 変電所の廃熱
- (5) 高炉ガスその他の副生ガス※

※ 高炉ガスは製鉄等の工業プロセスから発生するもので化石燃料由来では無いことから未利用エネルギーに該当します。

なお、コークス炉ガスは石炭製品の精製過程から発生するものであり、化石燃料由来のため未利用エネルギーに該当しません。

また、コークス炉ガスから発電する回生電力は投入済みのエネルギー（化石燃料等）に対して発電効率を高めたもののため未利用エネルギーに該当しません。

(指針本文)

第5 エネルギー環境計画書の作成

9 その他地球温暖化の対策に関する事項

(1) 未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

特定事業者は、未利用エネルギー等を利用した発電について、提出年度、次年度及び長期的な目標年度（2030年度とする。）における未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量及び未利用エネルギー等利用率（電気の供給の量のうち未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合をいう。以下同じ。）の目標値を設定している場合には、その値を示すものとする。

なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した目標値を転記するものとする。

また、未利用エネルギー等の具体的な利用促進対策、今後の開発の見通し等目標設定に係る措置の考え方を整理し、示すよう努めるものとする。

⑤ー７ 再エネ証書かつ再エネ電源利用率及び新設再生可能エネルギー利用率の算定方法

((指針第 3-1(5),(7),(8) 第 3-2(8),(9) 第 5-6(2),(3) 第 6-5(2),(3)))

特定事業者は、供給する電気及び供給した電気における再エネ証書かつ再エネ電源利用率、新設再生可能エネルギー利用率を算定し、報告するものとする。

- 再エネ証書かつ再エネ電源利用率は、以下の式により求められます。

$$\boxed{\text{再エネ証書かつ再エネ電源利用率}} = \frac{\boxed{\text{再生エネ証書かつ再エネ電源利用量}}}{\boxed{\text{全ての電気の供給量}}}$$

- 新設再生可能エネルギー利用率は、以下の式により求められます。

$$\boxed{\text{新設再生可能エネルギー利用率}} = \frac{\boxed{\text{新設再生可能エネルギー利用量}}}{\boxed{\text{全ての電気の供給量}}}$$

- 再エネ証書かつ再エネ電源利用量、新設再生可能エネルギー利用量および全ての電気の供給量は、都内供給比率で按分した使用端電力量とします。
- 再エネ証書かつ再エネ電源利用量は、再生可能エネルギー利用量（⑤ー４参照）のうち、再生可能エネルギーを利用した発電（再エネ電源）による電気の供給の量とします。再生可能エネルギーを利用した発電には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス※が該当します。（⑤ー４参照）
- 新設再生可能エネルギー利用量は、再エネ証書かつ再エネ電源利用量のうち、2024年度以降に運転を開始する再エネ電源から調達し供給した電気の量とします。

●使用できる再エネ証書

使用できる再エネ証書は、国内認証排出削減量と非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量に算定できる証書のうち再生可能エネルギーを利用した発電による電気（バイオマスにより発電した電気については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。）に係るものに限定されます。

算定項目 \ 証書	グリーン電力証書	J-クレジット証書		JCM海外認証	FIT非化石証書	非FIT非化石証書	
		再エネ	省エネ森林			再エネ指定有	再エネ指定無
再エネ証書かつ再エネ電源利用量	○	○	—	—	○	○	—
新設再生可能エネルギー利用量	○	○	—	—	○	○	—

(指針本文)

第3 温室効果ガスの排出の量等の算定

1 温室効果ガスの排出の量等の把握

特定事業者は、毎年度、次に掲げる事項の前年度における値を算定し、把握するものとする。

(5) 電気の供給の量のうち、再エネ証書((13)ア及びウに掲げるもののうち、再生可能エネルギーを利用した発電による電気(バイオマスにより発電した電気については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。)に係るものをいう。以下同じ。)を取得したものに相当する量(ただし、電気の供給の量から再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量を減じた量を上限とする。)及び再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量(以下「再生可能エネルギー利用量」という。)の割合(以下「再生可能エネルギー利用率」という。)

(7) 電気の供給の量のうち、再エネ証書を取得したものに相当する再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量及び再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量(以下「再エネ証書かつ再エネ電源利用量」という。)の割合(以下「再エネ証書かつ再エネ電源利用率」という。)

(8) 電気の供給の量のうち、新設再生可能エネルギー発電設備(前年度に運転を開始した再生可能エネルギー発電設備(水力発電設備については出力が3万キロワット未満のものに限る。)をいう。以下同じ。)に係る再生可能エネルギー利用量(以下「新設再生可能エネルギー電気利用量」という。)の割合(以下「新設再生可能エネルギー利用率」という。)

第3 温室効果ガスの排出の量等の算定

2 CO₂排出量等の算定方法

(8) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率の算定方法

再エネ証書かつ再エネ電源利用率は、再エネ証書かつ再エネ電源利用量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

(9) 新設再生可能エネルギー利用率の算定方法

新設再生可能エネルギー利用率は、新設再生可能エネルギー利用量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

第5 エネルギー環境計画書の作成

6 供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

特定事業者は、提出年度に供給する電気に関し、次に掲げる事項を示すものとする。

(2) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率

(3) 新設再生可能エネルギー利用率

また、再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の考え方を整理し、示すものとする。

第6 エネルギー状況報告書の作成

5 供給した電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

特定事業者は、前年度に供給した電気に関し、次に掲げる事項を報告するものとする。

(2) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率

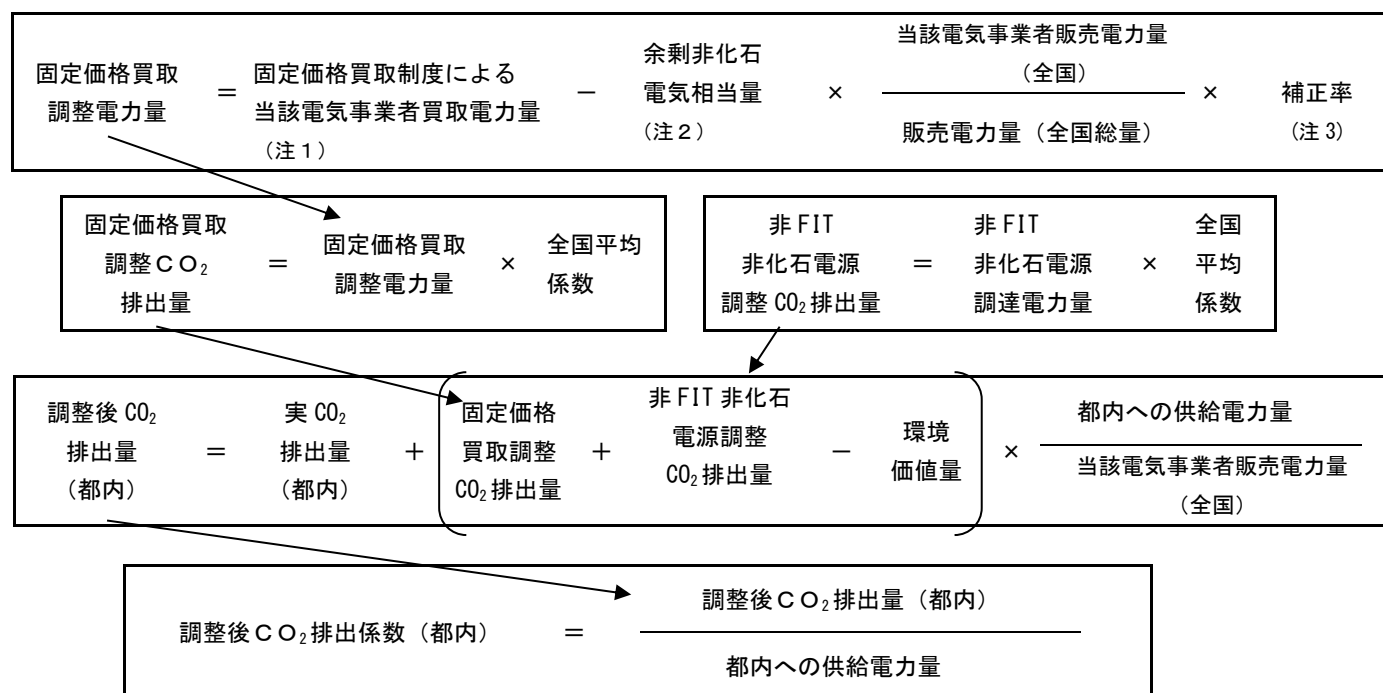
(3) 新設再生可能エネルギー利用率

また、計画書に記載した再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の取組実績等を整理し、示すものとする。

⑤ー8 調整後 CO₂ 排出係数の算定方法

(指針第 3-1 (3), 3-2 (3) (4))

- 調整後 CO₂ 排出係数（都内）は、実 CO₂ 排出量（都内）に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力量相当量（固定価格買取調整電力量）に全国平均係数を乗じた量（固定価格買取調整 CO₂ 排出量）および非 FIT 非化石電源からの調達量に全国平均係数を乗じた量（非 FIT 非化石電源調整 CO₂ 排出量）を加えてから電気の供給に係る環境価値量を減じて調整した量を、当該電気事業者の都内への供給電力量で除して算出します。
- 実 CO₂ 排出量（都内）を調整する際には、固定価格買取調整 CO₂ 排出量および非 FIT 非化石電源調整 CO₂ 排出量を、当該電気事業者の（都内への供給電力量／全国での供給電力量）で按分したうえで加えることとします。
- 調整後 CO₂ 排出係数（都内）の算定方法は以下のとおりとなります。



(注 1)

固定価格買取制度による当該電気事業者買取電力量は、自社が全国で買い取った、固定価格買取制度の対象となる電気の量のことです。

なお、固定価格買取制度により買取した電気を他の電気事業者に対して契約により卸販売した場合又は卸電力取引市場において卸販売した場合には、自社買取電力量から当該卸販売電力量を控除するとともに、固定価格買取制度により買取した電気を他の電気事業者から契約により卸購入した場合には自社買取電力量に当該卸販売量を加算してください。

さらに、卸電力取引市場から調達した電力量のうち固定価格買取制度による電力量は、卸電力取引市場から調達した電力量に国が公表する市場調達 F I T 電力量の割合を乗じて算出してください。

(注 2)

余剰非化石電気相当量は、非化石価値取引市場において約定されなかった非化石証書の量です。

(注 3)

補正率は、当該年度に発電された F I T 電気の総量を当該年（前年度の 1 月から 3 月まで及び当該年度の 4 月から 12 月まで）に発電された F I T 電気に係る非化石証書の総発行量で除したものとします。

※ (注 1) ～ (注 3) は、国の通達（電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について）における算出方法による。

（注4）

環境価値量は、国内及び海外認証排出削減量、非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量を指します。なお、環境価値量は、国の通達（電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について）における算出方法によります。

算定項目 \ 証書	グリーン 電力証書	J-クレジット証書		JCM 海外認証	FIT非化石 証書	非FIT非化石証書	
		再エネ	省エネ 森林			再エネ指定 有	再エネ指定 無
調整後排出係数	○	○	○	○	○	○	○

（指針本文）

第3 温室効果ガスの排出の量等の算定

1 温室効果ガスの排出の量等の把握

特定事業者は、毎年度、次に掲げる事項の前年度における値を算定し、把握するものとする。

（13）電気の供給に係る環境価値量（以下「環境価値量」という。）

この場合において、環境価値量の算定に用いることができるものは、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2第1項の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの調整後CO₂排出係数について定められている算出方法（以下「国が定める算出方法」という。）において、電気事業者の調整後CO₂排出量の算定に用いることができる国内及び海外認証排出削減量等として認められている次に掲げるものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

ア 国内認証排出削減量

イ 海外認証排出削減量

ウ 非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量

2 CO₂排出量等の算定方法

（3）調整後CO₂排出量の算定方法

調整後CO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X = A + (B + C - D) \times E$$

この式において、X、A、B、C、D及びEは、次の値を表すものとする。

X 調整後のCO₂排出量（単位 千トン）

A （1）の方法により算定したCO₂排出量（単位千トン）

B 国内への電気の供給の量に対する固定価格買取調整電力量（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量をいう。）の割合で国内への電気の供給に伴うCO₂排出量を調整した量（単位 千トン）

C 固定価格買取制度以外で国への設備登録が完了した非化石電源からの調達量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数を乗じて算出したCO₂排出量

D 1 （13）の環境価値量の算定に用いることができるものの量

E 都内への電気の供給の量を国内への電気の供給の量で除した値

Dは、国が定める算出方法において、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を把握する方法として示されている調整後CO₂排出量の調整方法と同様の方法により算定されるものとする。

（4）調整後CO₂排出係数の算定方法

調整後CO₂排出係数は、（3）の方法により算定した調整後CO₂排出量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

⑤ー9 電力メニュー別調整後CO₂排出係数等の算定方法など

((指針第 3-1(9)～(12) 第 3-2(10)～(13) 第 5-7,8,10(7),(8),(12) 第 6-6,7,9(6))

- 特定事業者はメニューに係る以下の事項について値を算定・把握し、報告します。
- ✓メニュー別の調整後CO₂排出係数（「メニュー別調整後CO₂排出係数」）
 - ✓メニュー別の再生可能エネルギー利用率
 - ✓メニュー別の再エネ証書かつ再エネ電源利用率
 - ✓メニュー別の新設再生可能エネルギー利用率

- メニュー別調整後CO₂排出係数を以下の式によって算定・把握し報告します。

$$\boxed{\text{メニュー別調整後CO}_2\text{排出係数}} = \frac{\boxed{\text{メニューごとの調整後CO}_2\text{排出量}}}{\boxed{\text{メニューごとの電気の供給量}}}$$

- メニュー別再生可能エネルギー利用率を以下の式によって算定・把握し報告します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{メニュー別} \\ \text{再生可能エネルギー利用率} \end{array}} = \frac{\boxed{\text{メニューごとの再生可能エネルギー利用量}}}{\boxed{\text{メニューごとの電気の供給量}}}$$

- メニュー別再エネ証書かつ再エネ電源利用率を以下の式によって算定・把握し報告します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{メニュー別} \\ \text{再エネ証書かつ再エネ電源利用} \end{array}} = \frac{\boxed{\text{メニューごとの再エネ証書かつ再エネ電源利用量}}}{\boxed{\text{メニューごとの電気の供給量}}}$$

- メニュー別新設再生可能エネルギー利用率を以下の式によって算定・把握し報告します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{メニュー別} \\ \text{新設再生可能エネルギー利用} \end{array}} = \frac{\boxed{\text{メニューごとの新設再生可能エネルギー利用量}}}{\boxed{\text{メニューごとの電気の供給量}}}$$

●メニュー別調整後CO₂排出係数の算定に使用できる環境価値

- ・国内認証排出削減量
- ・海外認証排出削減量
- ・非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量

算定項目 \ 証書	グリーン 電力証書	J-クレジット証書		JCM 海外認証	FIT非化石 証書	非FIT非化石証書	
		再エネ	省エネ 森林			再エネ指定 有	再エネ指定 無
メニュー別調整後排出係数	○	○	○	○	○	○	○

(指針本文)(指針第 3-1(9)~(12))

第3 温室効果ガスの排出の量等の算定

1 温室効果ガスの排出の量等の把握

特定事業者は、毎年度、次に掲げる事項の前年度における値を算定し、把握するものとする。

- (9) 電気の供給条件(以下「メニュー」という。)ごとの調整後CO₂排出係数(以下「メニュー別調整後CO₂排出係数」という。)
- (10) メニューごとの再生可能エネルギー利用率(以下「メニュー別再生可能エネルギー利用率」という。)
- (11) メニューごとの再エネ証書かつ再エネ電源利用率(以下「メニュー別再エネ証書かつ再エネ電源利用率」という。)
- (12) メニューごとの新設再生可能エネルギー利用率(以下「メニュー別新設再生可能エネルギー利用率」という。)

(指針本文)(指針第 3-2(10)~(13))

第3 温室効果ガスの排出の量等の算定

2 CO₂排出量等の算定方法

(10) メニュー別調整後CO₂排出係数の算定方法

メニュー別調整後CO₂排出係数は、メニューごとの調整後CO₂排出量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(11) メニュー別再生可能エネルギー利用率の算定方法

メニュー別再生可能エネルギー利用率は、メニューごとの再生可能エネルギー利用量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(12) メニュー別再エネ証書かつ再エネ電源利用率の算定方法

メニュー別再エネ証書かつ再エネ電源利用率は、電気事業者が排出量調整無効化した再エネ証書かつ再エネ電源利用量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(13) メニュー別新設再生可能エネルギー利用率の算定方法

メニュー別新設再生可能エネルギー利用率は、メニューごとの新設再生可能エネルギー利用量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(指針本文)(指針第 5-7,8,10(7),(8),(12))

第5 エネルギー環境計画書の作成

7 メニューの多様化に係る措置

特定事業者は、多様な再エネ電力メニューの提供に係る具体的な措置の考え方を整理し、示すものとする。

8 メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

特定事業者は、提出年度に提供するメニューに関し、メニューごとに次に掲げる事項を示すものとする。

- (1) 当該メニューに関する販売時の商品に関する事項
- (2) 調整後CO₂排出係数
- (3) 再生可能エネルギー利用率
- (4) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率
- (5) 新設再生可能エネルギー利用率
- (6) 電源構成
- (7) FIT又はFIPの認定の有無
- (8) 供給する電気の属性

提供するメニューに係る発電所ごとの6(4)アからキまでに掲げる事項

- (9) 電力需要家との電力供給契約における(2)から(8)までの各項目に関する確約の有無

10 特定事業者による公表

特定事業者は、計画書のうち、次に掲げる事項を公表する。ただし、(6)及び(8)の事項のうち、発電事業者又は電力需要家との契約により第三者への公開ができないもの及び他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により経営に大きく影響するものについては、この限りでない。この場合において、特定事業者は、計画書の公表前に、公表しない箇所及び理由を都に報告しなければならない。

- (7) メニューの多様化に係る措置

(8) メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

12 エネルギー環境計画書の変更届

特定事業者は、8により示したメニューに関する事項について変更があった場合、エネルギー環境計画書変更届出書を提出することができる。

提出に当たっては、11に掲げる添付書類のうち、変更に関するものを添付するものとする。

当該変更届出書を提出した場合、速やかに10による公表の内容を変更するものとする。

(指針本文)(指針第 6-6,7,9(6))

第6 エネルギー状況報告書の作成

6 メニューの多様化に係る措置

特定事業者は、多様な再エネ電力メニューの提供に係る具体的な措置の考え方を整理し、示すものとする。

7 メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

特定事業者は、前年度に提供したメニューに関し、メニューごとに次に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 当該メニューに関する販売時の商品に関する事項

(2) 調整後CO₂排出係数

(3) 再生可能エネルギー利用率

(4) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率

(5) 新設再生可能エネルギー利用率

(6) 電源構成

(7) FIT又はFIPの認定の有無

(8) 供給した電気の属性

提供したメニューに係る発電所ごとの第5 6 (4) アからキまでに掲げる事項

(9) 電力需要家との電力供給契約における(2)から(8)までの各項目に関する確約の有無

9 特定事業者による公表

特定事業者は、報告書のうち、次に掲げる事項を公表する。ただし、(5)及び(6)の事項のうち、発電事業者又は電力需要家との契約により第三者への公開ができないもの及び他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により経営に大きく影響するものについては、この限りでない。この場合において、特定事業者は、報告書の公表前に、公表しない箇所及び理由を都に報告しなければならない。

(6) メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

⑥令和6年4月条例改正による制度強化の方針

(指針第4)

特定事業者は、再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の拡大等による、温室効果ガス排出量の抑制に係る措置等について、以下のとおり取り組みます。

(指針本文)

第4 再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の拡大等による温室効果ガス排出量の抑制に係る措置等

1 再生可能エネルギー利用率の目標水準

特定事業者が第5 5(2)により設定する2030年度における再生可能エネルギー利用率の目標値(以下「2030年度再生可能エネルギー利用率目標」という。)の水準は50%程度とする。

● 都は「都内に供給する電力に占める再エネ電力割合※の2030年度目標水準」を設定・提示

※非化石証書(再エネ)、グリーン電力証書、J-クレジット(再エネ)等による再エネ価値の割合

- ✓ 制度対象事業者が定める目標の指針として、都が新たに目標水準を設定します。
- ✓ 都内電力消費量に占める再エネ電力割合を2030年に50%程度とする都の目標を踏まえて、設定する目標水準は50%程度とします。
- ✓ 再エネ電力割合※は、FIT非化石証書、非FIT非化石証書(再エネ)、グリーン電力証書、J-クレジット(再エネ)による再エネ価値により算出 ※FIT電力割合も、同様に、FIT非化石証書により算定(ただし、相対契約による再エネ電力の調達で、証書を発行しない場合も含む。)

(指針本文)

2 2030年度再生可能エネルギー利用率目標の達成に向けた利用拡大

特定事業者は、2030年度再生可能エネルギー利用率目標の達成に向け、再生可能エネルギーを利用した発電による電気の利用の拡大に努めなければならない。

- 制度対象事業者は、都の目標水準を踏まえた2030年度目標の設定と、2030年度までの各年度の計画の策定を行い、これらを報告・公表すること
- 設定した2030年度目標の達成に向け、再エネ利用拡大に努めること

- ✓ 制度対象事業者は、2030年度目標の達成に向けた計画を具体化するため、各年度の計画値を報告・公表します。

- 制度対象事業者は、調達した電力の電源構成、再エネ価値かつ再エネ電源の割合、再エネ種別等に加え、発電所の所在地・運転開始時期等の計画・実績を報告・公表すること

- ✓ 需要家が自らの考えに合った電力調達先を選定できるよう、再エネ価値による再エネ割合のほか、電源構成等の供給電力の詳細を報告・公表します。

(再エネ価値かつ再エネ電源割合)

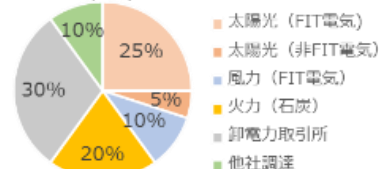
	令和○年度
再エネ割合(再エネ価値)	4.5%
再エネ価値かつ再エネ電源	4.0%

- ✓ 非化石証書にも記載される、調達元の発電所に関する情報※についても報告・公表します。

(※電源種別/再エネ種別、発電所名称/所在地、設置者名、FIT/FIP認定の有無、発電規模(出力)、運転開始日)

ただし、競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれる事項は、公表に含めないことができる(下記参照)。

(電源構成・再エネ種別)



公表内容に含めないことができる事項は以下のとおり。(ただし、計画書・報告書への記載は必要)

- ・発電事業者又は需要家との契約により、第三者への公開ができないもの
- ・他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により、経営に大きく影響するもの

このとき、公表しない事項の箇所及び理由を都に報告すること。

また、電力需要家が、電力の調達先の選定の際に必要な情報を得られるよう、当該事項を含めて電力需要家からの照会に対応する体制を構築し、その体制を公表するよう努めること。

(指針本文)

3 新設再生可能エネルギー発電設備からの供給拡大

特定事業者は、新設再生可能エネルギー発電設備からの供給の拡大に努めなければならない。

- 制度対象事業者は、「**2024年度以降に新たに設置した再エネ電源**」の利用拡大に努めるとともに、その**調達計画や、都内供給電力量に占めるその調達割合の実績**を報告・公表すること

- ✓ 再エネ電源拡大を促進するため、意欲的な取組が見える化するとともに、再エネ電源の増加につながる電力に対する需要家ニーズにも対応することが重要
- ✓ 2024年度（供給年度）以降に新たに設置した再エネ発電所※からの調達について報告・公表
※大規模水力（3万kW以上）は除く。
- ✓ 数値に表れない再エネ電源の増加につながる取組も報告・公表（自治体支援、オンサイトPPA等）

- **非FITバイオマス発電所※から再エネ電力を調達する場合は、持続可能性に配慮した燃料を利用する発電所から調達すること**

- ✓ 今後の再エネ電力の拡大に当たり、特にバイオマスについて持続可能性への配慮が重要
- ✓ 具体的には、燃料となる輸入木材・PKS・パーム油等について、持続可能性に関する第三者認証※を取得していることを示してください。
※FIT制度において認められた第三者認証（RSPO等）

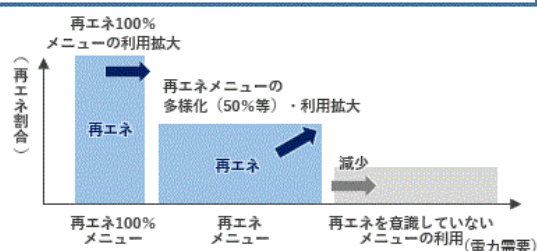
(指針本文)

4 多様な再エネ電力メニューの提供

特定事業者は、再生可能エネルギーを利用する複数のメニューを提供するよう努めなければならない。ただし、再生可能エネルギーのみを利用するメニューのみを提供する場合は、この限りでない。

- 制度対象事業者は、**多様な再エネ電力メニューの提供に努めること**
- 多様なメニューの提供に対する考え方を示すとともに、**実際に提供したメニューごとの情報（再エネ電力割合や販売時の商品情報等）※**について報告・公表すること

- ✓ コスト等を踏まえた多様な需要家ニーズに応えられるよう、多様な再エネメニュー※の提供に努めること
(※再エネ100%メニュー、再エネ割合が50%以上のメニューなど)
- ✓ 需要家が実際に選択できる電力商品の情報を得られるよう、都内に供給するメニューに関する情報※を報告・公表



- ※・各事業者全体の計画・実績として提出いただく内容と同様の内容
(再エネ電力割合・量、調整後CO2排出係数、電源構成、調達発電所の情報、再エネ価値かつ再エネ電源割合、新設再エネ割合)
・販売時の商品情報（電力プラン名・URL等）、CO2排出係数や再エネ割合に関する契約等による確約の有無

- **計画書提出時点で供給する電力メニューの内容（計画値）もあわせて報告・公表すること**
- 電力メニューを変更した場合は、更新した情報を都に提出（任意）。都公表にも反映

- ✓ 実績だけでなく、現に供給しているメニュー情報を公表することで、再エネ選択を促進
- ✓ 年度途中の変更や新設があれば、都へ変更届を提出すること（任意）。都側でも速やかに公開内容を変更します。

⑦エネルギー環境計画書（提出書及び第1号様式）の記載方法

（指針第5）

（エネルギー環境計画書のエクセルの構成）

- エネルギー環境計画書のエクセルファイルは、以下の10種類のシートにより構成されており、計_はじめに、計_提出書及びB1、B2を除くすべてのシートが公表対象となります。

カテゴリ	指針での様式名等	Excelシート名	公表対象
総則	はじめに	計_はじめに	－
	提出書	計_提出書	－
様式	第1号様式 その1	A1	○
	第1号様式 その2	A2	○
	第1号様式 その3	A3_1	○
		A3_2	○
	第1号様式 その4	A4	○
	第1号様式 その5	A5	○
添付資料	第1号様式 添付資料1	B1	－
	第1号様式 添付資料2	B2	－

（エネルギー環境計画書の記入概要）

- シート「計_はじめに」から順に作成してください。
- 各シートの記入できるセルは次のように色付けされており、それぞれの色の意味は下記の通りです。

	: 入力が必要がある場合には入力してください
	: 入力済み
	: 自動計算項目あるいは入力不要です
	: 入力内容に誤りがありますので内容を確認ください

- 必須入力項目は必ず入力してください。必須入力項目は入力されると、黄色から白色になります。

公正取引委員会と経済産業省は電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を、公正取引委員会のHP上で公表しています。

本計画書制度にあたっては「適正な電力取引についての指針」に留意したうえで、作成してください。

公表 URL: https://www.jftc.go.jp/hourei_files/denki.pdf

(計_はじめに)

<提出書類の記載例>

はじめにー①

※各シートの自動計算に使用します。記入してください。

小売電気事業者登録番号		登録番号を入力すると、自動で表示されます。
事業者名		

※ご自身の事業者名が表示されているかご確認ください。
表示されない場合は小売電気事業者登録番号をご確認ください。

本ファイルの構成

カテゴリ	シート名	指針での様式名等	内容	入力項目	公表対象
総則	計_はじめに	はじめに	基礎情報入力、本ファイル構成	○	—
	計_提出書	提出書	エネルギー環境計画提出書(計画の表紙)	○	—
様式	A1	第1号様式 その1(計画書)	1. 特定エネルギー供給事業者の概要	○	○
	A2	第1号様式 その2(計画書)	2. 地球温暖化対策の取組方針、3. 推進体制、4. 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量(1kWh当たり)の抑制に係る措置及び目標	○	○
	A3_1	第1号様式 その3(計画書)	5. 再生可能エネルギー利用量・利用率の拡大に係る措置及び目標、6. 供給する電気における電気における電源構成、属性、新設再生エネルギー利用率	○	○
	A3_2	第1号様式 その3(計画書)(2)	(つづき) 都内へ供給する電気の属性	○	○
	A4	第1号様式 その4(計画書)	7. 多様な再エネ電力メニューから選択できる環境の計画	○	○
	A5	第1号様式 その5(計画書)	8. その他地球温暖化の対策に関する事項	○	○
資料付	B1	第1号様式 添付資料1	再生可能エネルギー利用量・利用率の拡大に係る措置及び目標	○	—
	B2	第1号様式 添付資料2	メニューごとの再生可能エネルギー利用率等	○	—

<提出書類の記載方法>

※本シートは公表されません。

はじめにー①：小売電気事業者登録番号

小売電気事業者登録番号を記入してください。事業者名が自動的に表示されます。

前年度提出がある場合には、A2、A3_1、A5のシートで前年度の計画における目標値が自動的に表示されます。

※ご自身の事業者名が表示されているかご確認ください。

表示されない場合は小売電気事業者登録番号をご確認ください。

※都内を管轄する一般送配電事業者は「SOUHAIDEN」を入力してください。

(計_提出書)

<提出書類の記載例>

提出書一①

2024 年 〇 月 〇〇 日

東 京 都 知 事 殿

提出書一②

住所	住所	東京都新宿区西新宿〇〇〇〇
	事業者名	〇〇〇〇株式会社
氏名	代表者役職	代表取締役
	代表者名	〇〇 〇〇

(法人にあっては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)

エネルギー環境計画書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第9条の3の規定によりエネルギー環境計画書を提出します。

事業者の名称	〇〇〇〇株式会社	提出書一③
事業者の所在地	東京都新宿区西新宿〇〇〇〇	
エネルギー環境計画書	別添のとおり	
連絡先	経営企画部環境対策課 担当者名:〇〇 〇〇 (電話番号:)	提出書一④
事業者のHPアドレス	https://www.■■■.co.jp	提出書一⑤
※受付欄		

＜提出書類の記載方法＞

※本シートは公表されません。

提出書-①：提出年月日

提出年月日を記入してください。

※提出年月日は、シート A2 の「公表期間開始日」以前の月日であることとされていますので、記入値をご確認ください。

提出書-②：住所、氏名(事業者名、代表者役職、代表者名)

氏名について、事業者名、代表者役職・代表者名を記載してください。

住所は主たる事務所の所在地を記入してください。

なお、「事業者名」は、シート「計」はじめに」の「小売電気事業者番号」を入力することで、自動で入力されます。事業者名が正しく表示されていることをご確認ください。

提出者が事業者と異なる等の理由で修正が必要な場合には、手動で修正してください。

提出書-③：事業者の名称、事業者の所在地

事業者の名称、事業者の所在地を記載してください。

事業者の所在地は主たる所在地を記入してください。

なお、「事業者の名称」は、シート「計」はじめに」の「小売電気事業者番号」を入力することで、自動で入力されます。事業者の名称が正しく表示されていることをご確認ください。

提出書-④：連絡先

書類作成者の連絡先（なるべく担当者名まで）を記載してください。

提出書-⑤：事業者のHP アドレス

事業者のHP アドレスを記載してください。

A1 〔（第1号様式 その1）（計画書）〕

<提出書類の記載例>

エネルギー環境計画書

1 特定エネルギー供給事業者の概要

(1) 特定エネルギー供給事業者の氏名等

特定エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	事業者名	〇〇〇〇株式会社	その1-①
	代表者役職	代表取締役	
	代表者名	〇〇 〇〇	
特定エネルギー供給事業者の住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)		東京都新宿区西新宿〇〇〇〇	

(2) 事業の概要

発電事業の有無	☒ 有 ☐ 無			その1-②
都内供給区分	☐ 特別高圧 ☒ 高圧 ☒ 低圧(電力)			
事業の概要 (発電事業がある場合は、発電事業の概要も記載すること。)	事業者の HP アドレス	https://www.■■■.co.jp		
	・電力小売事業 弊社は、工場や大規模オフィスビルといった需要家などへの小売を目的とした電力小売事業を実施しています。 ・発電事業 〇〇地域と△△地域にそれぞれ火力発電所500kW(合計で1,000kW)を所有しています。 今年度末から、□□自治体などの清掃工場からの廃棄物発電の購入(合計200kW)を予定しています。2030年までに1,000kWまで購入を増加する予定です。 ・その他 お客様の省エネルギー対策をサポートするため、省エネルギー診断業務や省エネ対策の情報提供等を行っています。			

(3) 担当部署

計 画 の 担 当 部 署	名 称		経営企画部環境対策課	その1-③
	連絡先	電 話 番 号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		ファクシミリ番号	〇〇-〇〇〇〇-△△△△	
		電子メールアドレス	〇〇〇〇@□□□□.co.jp	
公 表 の 担 当 部 署	名 称		広報部広報担当課	
	連絡先	電 話 番 号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		ファクシミリ番号	〇〇-〇〇〇〇-△△△△	
		電子メールアドレス	〇〇〇〇@□□□□.co.jp	

＜提出書類の記載方法＞

※本シートは公表対象です。

その1-①：特定エネルギー供給事業者の氏名等

「事業者名」は、シート「計_はじめに」の「小売電気事業者番号」を入力することで、自動で入力されます。代表者役職、代表者名、住所は、シート「計_提出書」の入力内容が転記されます。修正する場合には、手動で入力してください。

その1-②：事業の概要

【発電事業の有無】

都内への電気の供給に係る自社等の発電所を所有している場合は、「有」を選択してください。

※「発電事業の有無」における「自社等」の定義

ここでいう「自社等」には、以下のようなものが含まれます。

- ・ 自社
- ・ 子会社
- ・ 親会社
- ・ 関連会社等

別紙2参照

【都内供給区分】

都内の電力供給について、該当する供給区分を選択してください。

【事業の概要】

電力の小売事業について概要を記載してください。また、自社等での発電事業がある場合には、発電事業の概要を記載してください。

その他、地球温暖化対策の推進に関する業務として、省エネルギー診断事業や ESCO 事業を行っている場合は、概要を記載してください。

計画書は、専門家以外の方にも理解しやすいように、略語等の使用にはご注意ください。

事業者の HP アドレスは、計_提出書の入力内容が転記されます。修正する場合には、手動で入力してください。

その1-③：担当部署

【名称】

部署名（担当部署のない場合は法人名）を記入してください。

※本計画書（シート A1～A4）は公表されますので、担当者名は記載しなくて結構です。

【連絡先】

担当者と連絡がとれる電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレスを記入してください。

※メールアドレスは、個人が特定されないアドレス（組織アドレス等）を記入してください。

※連絡先は 1 つ以上記入してください。

A2〔（第1号様式 その2）（計画書）〕

<提出書類の記載例>

その2-①

(4) エネルギー環境計画書の公表方法

公表期間	2024 年 08 月 01 日	～	2025 年 07 月 31 日
公表方法	☒ ホームページで公表	アドレス:	http://www.■■■■.co.jp
	☒ 窓口での閲覧	閲覧場所:	本社5階受付前書棚スペース
		所在地:	東京都新宿区西新宿〇〇〇〇
		閲覧可能時間:	9:00～17:30
	☒ 冊子(環境報告書等)	冊子名:	〇〇〇〇環境レポート
	入手方法:	広報への担当部署への問い合わせ	
	☐ その他		

その2-②

2 地球温暖化対策の取組方針

■発電事業に係る取組方針

- ・自治体の一般廃棄物発電からの電力を購入いたします。
- ・2025年度以降に風力発電設備を導入します。

■電力調達に係る取組方針

- ・再生可能エネルギーや廃棄物発電からの調達を積極的に考えております。

■その他の温暖化対策に係る取組方針

- ・エネルギーマネジメントシステムの導入を図ります。
- ・お客様に対する省エネルギー診断業務を積極的に推進します。

その2-③

3 地球温暖化対策の推進体制

■発電事業等に係る推進体制

弊社では、地球温暖化対策を推進するための専門部署として経営企画部内に「環境対策課」を設置しています。「環境対策課」では、自社の発電所での発電効率の向上やCO2排出量の把握、再生可能エネルギーの導入計画等、地球温暖化対策を図るための企画と実施を行っています。

■その他の温暖化対策に係る推進体制

「営業部」では、お客様に対しての省エネルギー診断実施や、お客様の温室効果ガス排出量等の情報提供等を実施することによる、温暖化対策推進業務を行っています。

その2-④

4 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量(1kWh当たり)の抑制に係る措置及び目標

(1) CO₂排出係数の削減目標(全電源のCO₂排出係数)

項目	当年度のCO ₂ 排出係数	次年度のCO ₂ 排出係数	長期的目標年度(2030年度)のCO ₂ 排出係数
当年度の計画における目標値	0.400	0.390	0.370
前年度の計画における目標値	0.410	0.400	0.370

(目標設定に係る措置の考え方)

- ・今年度末に自治体の清掃工場から一般廃棄物発電の電力を購入(200kW)し、そのうちバイオマス分によりCO2排出係数を改善します。
- ・再生可能エネルギー(太陽光発電)からの調達を交渉しています。来年度以降CO2排出係数を改善します。

＜提出書類の記載方法＞

※本シートは公表対象です。

その2-①：エネルギー環境計画書の公表方法

【公表期間】

本計画書は提出後遅滞なく公表することが東京都環境確保条例により定められています。

公表期間の開始日は、シート「計_提出書」に記載されている「提出日」以降であることをご確認ください。

また、公表期限は計画書提出年度の翌年度の7月末日になります。

例：2024年8月1日～2025年7月31日

注）期間の入力方法についてエクセルのコメントに記載されています。

【公表方法】

複数選択可能ですので、該当するものを全て選択してください。1つ以上選択してください。

その2-②：地球温暖化の対策の取組方針

地球温暖化の対策の取組方針について、次の考え方を例に該当する内容を簡潔に記載してください。

- ・発電事業等に係る取組方針
- ・電力調達に係る取組方針
- ・その他の温暖化対策に係る取組方針

その2-③：地球温暖化の対策の推進体制

地球温暖化対策の推進に関連する部署とそれぞれの役割について、次の考え方を例に該当する内容を具体的に記載してください。

- ・発電事業等に係る推進体制
- ・その他の温暖化対策に係る推進体制

その2-④：CO₂排出係数の削減目標（全電源のCO₂排出係数）

【当年度の計画における目標値】

当年度、次年度のCO₂排出係数については、見込み値を記載してください。

2030年度のCO₂排出係数については、具体的な数値目標がない場合は、定性的な記載でも結構です。

例：〇〇年度比 10%程度削減

※CO₂排出係数の算定方法（詳しくは⑤-2（p20）を参照してください。）

【前年度の計画における目標値】

前年度提出したエネルギー環境計画書の「当年度の計画における目標値」の値（今年度初めて提出する場合は「-」）が自動で表示されます。

※正しく表示されない場合は、シート「計_はじめに」の入力内容をご確認ください。

【目標設定に係る措置の考え方】

【当年度の計画における目標値】の設定に係る具体的な再生可能エネルギーの調達見通しや計画等について具体的に記載してください。

A3_1〔第1号様式 その3〕(計画書)〕

＜提出書類の記載例＞

その3-①

5 再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標
(2030年度までの再生可能エネルギー利用目標)

		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
当年度の計画における目標値	再生可能エネルギー利用量(千kWh)	400	550	550	650	760	870	1,600
	再生可能エネルギー利用率	40.00%	36.67%	36.67%	43.33%	50.67%	58.00%	80.00%
前年度の計画における目標値	再生可能エネルギー利用量(千kWh)	-	-	-	-	-	-	-
	再生可能エネルギー利用率	-	-	-	-	-	-	-

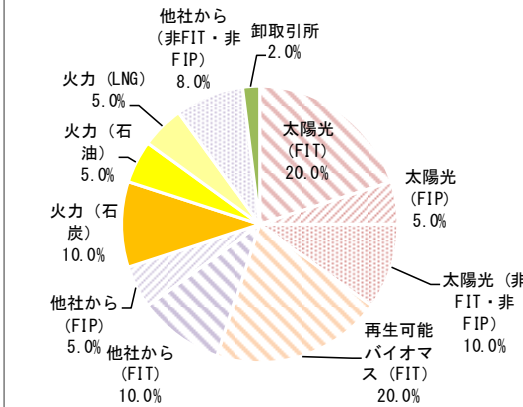
(再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策等目標設定に係る措置の考え方)

- ・利用率目標50%に対する考え方
2050年度カーボンニュートラルに向けて、2030年度における再生可能エネルギー利用率を80%にします。
- ・再生可能エネルギーの具体的な利用促進の考え方
2030年度目標の達成に向けて、太陽光発電(FIT,FIP)電気の調達を強化します。
- ・目標達成に向けた方策の考え方
再エネ証書の調度を積極的に行います。

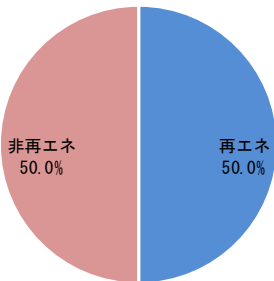
6 供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性等

(1) 電源構成

電源構成



再生可能エネルギー利用率



(2) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率及び新設再生可能エネルギー利用率

当年度の計画における目標値	再エネ証書かつ再エネ電源利用率	35.00%
	新設再生可能エネルギー利用率	15.00%

その3-③

(再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の考え方)

- ・自社等の再生可能エネルギー発電設備に対する考え方
弊社工場屋上への太陽光発電設備の増設を予定しています。
稼働中のバイオマス発電設備の拡充を計画しています。
- ・他社の新設再生可能エネルギー発電設備による電気に対する考え方
新設再生可能エネルギー発電設備による電気の積極購入を行います。
- ・バイオマス発電設備で使用する燃料について
ABC発電所で使用するバイオマス燃料である一般廃材は、「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」の記載内容に適合しております。

＜提出書類の記載方法＞

※本シートは公表対象です。

その3-①：2030 年度までの再生可能エネルギー利用量・利用率の目標

- 再生可能エネルギー利用量：電気の供給の量のうち再エネ証書を取得したものに相当する電気の供給量及び、再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーによる電気の供給量
- 再生可能エネルギー利用率：電気供給量合計に対する再生可能エネルギー利用量の割合

【当年度の計画における目標値】《シート B1 から自動転記》

2030 年度までの期間における年度ごとの再生可能エネルギー利用量・再生可能エネルギー利用率について、シート B1 に記載することにより「2030 年度までの再生可能エネルギー利用量・利用率目標」に反映されます。

※シート B1 の具体的な記載方法は p56 を参照してください。

【前年度の計画における目標値】《該当計画がある場合のみ手入力》

前年度提出したエネルギー環境計画書の「当年度の計画における目標値」の値（今年度初めて提出する場合は「－」）が自動で表示されます。

なお、2024 年度の計画書の提出においては、再生可能エネルギー利用量・再生可能エネルギー利用率の目標値を前年度において計画していた場合にあっては、当該計画していた目標値を記載してください。計画をしていない場合には、空欄（－）で問題ありません。

※正しく表示されない場合は、シート「計」はじめに」の入力内容をご確認ください。

※再生可能エネルギー利用量・利用率の算定方法：⑤－4（p25）を参照してください。

【再生可能エネルギー利用量・利用率の具体的な利用促進対策等目標設定に係る措置の考え方】

《必須手入力》

目標設定にあたっては、制度対象事業者の 2030 年度における再生可能エネルギー利用率の目標値の水準は 50%程度であることを考慮して設定してください。

再生可能エネルギー利用量・利用率の具体的な利用促進対策等目標設定の考え方について、次の考え方を例に該当する内容を簡潔に記載してください。

- ・利用率目標 50%に対する考え方
- ・再生可能エネルギー利用量・利用率の具体的な利用促進の考え方
- ・目標達成に向けた方策の考え方

※指針：第4 1 「2030 年度再生可能エネルギー利用率の目標の水準は 50%程度」

※指針：第4 2 「2030 年度再生可能エネルギー利用率目標に向けた利用拡大」

その3-②：供給する電気における電気における電源構成、属性、新設再生エネルギー

【電源構成】《シート B1 から自動転記》

当年度計画における都内電力量の電源種別利用量等について、シート B1 に記載することにより電源構成図、及び再生エネルギー利用率図が自動で表示されます。

その3-③：再エネ証書かつ再エネ電源の利用率と、新設再生可能エネルギー利用率

【当年度の計画における目標値】《シート B1 から自動転記》

当年度計画における都内電力供給量の電源種別の再エネ証書かつ再エネ電源利用量、新設再生可能エネルギー利用量について、シート B1 に記載することにより再エネ証書かつ再エネ電源の利用率と、新設再生可能エネルギー利用率が自動で表示されます。

※B1 シートの具体的な記載方法はp56 を参照してください。

【再生可能エネルギー発電設備の増設に係る措置の考え方】《必須手入力》

上記の新設再生可能エネルギー利用率目標を達成するため、今後の再生可能エネルギー発電設備の増設等に係る措置の考え方を整理して、次の考え方を例に該当する内容を簡潔に記載してください。

なお、バイオマス発電設備についてシート A3_2 に記載する場合は、その燃料種が、持続可能性が示された燃料であることを記載してください。

具体的には、当該燃料種における資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」（p26）の認定方法を記載してください。

- ・ 自社等の新設再生可能エネルギー発電設備に対する考え方
- ・ 他社の新設再生可能エネルギー発電設備による電気に対する考え方

※指針：第4 3 「新設再生可能エネルギー発電設備からの供給拡大」

A3_2 [(第1号様式 その3 (2)) (計画書)]

その3-④

<提出書類の記載例>

(3) 供給する電気の属性

発電所番号	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称	発電に用いるエネルギーの種類 (FIT又はFIPの認定)	バイオマス発電の燃料種	発電規模 (kW)	運転開始年月
1	XXX火力発電所	〇〇県XXX市△-□	〇〇発電株式会社	火力(石炭)		〇〇〇	1991年4月
2	AAA火力発電所	〇〇県XXX市△-□	AAA発電株式会社	火力(石油)		〇〇〇	2000年5月
3	BBB火力発電所	〇〇県XXX市△-□	株式会社BBB	火力(LNG)		〇〇〇	1995年8月
4	ABC清掃工場	〇〇県XXX市△-□	ABCバイオ株式会社	再生可能バイオマス	FIT	バイオマス固体燃料	2005年8月
5	YYYメガソーラー発電所	〇〇県XXX市△-□	株式会社〇〇ソーラー	太陽光	FIT		2020年8月
6	ZZZ水力発電所	〇〇県XXX市△-□	〇アクア株式会社	水力(3万kWh以上)	非FIT非FIP	〇〇〇	2000年8月
7	QQQ風力発電所	〇〇県XXX市△-□	〇ウィンドパワー株式会社	風力	FIT	〇〇〇	2020年8月
8	ZZZ水力発電所	〇〇県XXX市△-□	〇ハイドロパワー株式会社	水力(3万kWh未満)	FIP	〇〇〇	2017年8月
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

<提出書類の記載方法>

※本シートは公表対象です。

電源情報について、発電事業者又は電力需要家との契約により第三者への公開ができないもの及び他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により経営に大きく影響するものに該当する箇所を非公表とする場合は、非公表とする「箇所」と「理由」を別紙(様式自由)で提出をお願いいたします。(指針 第5 (エネルギー環境計画書の作成) 10 特定事業者による公表)」

その3-③：都内へ供給する電気の属性

都内へ供給する電気に係る全ての発電所について、発電所ごとに概要として次の項目について記載してください。

なお、小規模（低圧）の太陽光発電所を集約して報告する場合には、「都道府県単位」または「区市町村単位」のいずれかで集約してください。

【発電所の名称】

発電所の名称を記載してください。略称ではなく正式名称を記載してください。

【発電所の位置】

発電所の住所を記載してください。記載する住所は「都道府県名」、「市町村名」、地番まで記載してください。

【発電事業者の名称】

発電事業者の名称を記載してください。

【発電に用いるエネルギーの種別】

2つのプルダウンメニューの組み合わせとして、該当する発電に用いるエネルギーの種別を選択してください。清掃工場の場合にはバイオマス発電分と非バイオマス発電分でわけて記載してください。非バイオマス発電分は未利用エネルギーに分類してください。

—
太陽光
風力
水力（3万kWh未満）
水力（3万kWh以上）
地熱
再生可能バイオマス
非再生可能バイオマス
その他再生可能
原子力
未利用エネルギー（清掃工場の非バイオマス分等）
火力（石炭）
火力（石油）
火力（LNG）
火力（その他）

—
FIT
FIP
非FIT非FIP

【バイオマス発電の燃料種】

バイオマス発電における主要な燃料種について、下表を参考にしてプルダウンメニューより主要な燃料種を選択してください。

なお、再生可能エネルギーとして認められるバイオマス発電は、持続可能性が示された燃料を用いたものに限られることに留意し（p26）、「再生可能エネルギー発電設備の増設に係る措置の考え方」（p48）に必要な事項を記入してください。

＜主要な燃料種＞

—	内容
メタン発酵バイオガス	メタン発酵バイオガス（下水汚泥、食品残さ、家畜糞尿等）
国内木質バイオマス	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）
バイオマス固体燃料	一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
農産物のバイオマス	農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料
建設資材廃棄物	建設資材廃棄物
その他のバイオマス燃料	一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマスを燃料

【発電規模】

発電規模を記載してください。単位は、「kW」としてしてください。

【運転開始年月】

西暦年月で記載してください。なお、運転開始年月が不明の場合には、「不明」と記載ください。

A4 〔（第1号様式 その4）（計画書）〕

＜提出書類の記載例＞

7 メニューの多様化に係る措置

メニューごとの再生可能エネルギー利用率等

その4ー①

メニュー		当年度計画における都内供給						
		電源構成 (FIT又はFIPの認定の有無)			供給する電気の属性			
		電源種		利用率	A3.2シートの発電所番号	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称
メニューA		太陽光	FIT	9.52%	5	YYYメガソーラー発電	〇〇県XXX市△-□	株式会社〇〇ソーラー
商品名等 XXXXX		風力	FIP	9.52%	7	QQQ風力発電所	〇〇県XXX市△-□	〇ウインドパワー株式会社
	契約時の確約	水力(3万kWh以上)	FIT	4.76%	6	ZZZ水力発電所	〇〇県XXX市△-□	〇アクア株式会社
調整後CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	有	再生可能バイオマス	FIT	28.57%	4	ABC清掃工場	〇〇県XXX市△-□	ABCバイオ株式会社
0.480		水力(3万kWh未満)	FIT	38.10%	8	ZZZ水力発電所	〇〇県XXX市△-□	〇ハイドロパワー株式会社
再生可能エネルギー利用率	有	その他再生可能		9.52%				
48%				—				
再エネ証書かつ再エネ電源利用率	無			—				
48%				—				
新設再生可能エネルギー利用率	無			—				
5%				—				
メニューB		太陽光	FIT	33.33%	5	YYYメガソーラー発電	〇〇県XXX市△-□	株式会社〇〇ソーラー
商品名等 YYYYY		風力	FIT	33.33%	7	QQQ風力発電所	〇〇県XXX市△-□	〇ウインドパワー株式会社
	契約時の確約	買取引所		33.33%				
調整後CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	有			—				
0.250				—				
再生可能エネルギー利用率	無			—				
66.67%				—				
再エネ証書かつ再エネ電源利用率	無			—				
33.33%				—				
新設再生可能エネルギー利用率	無			—				
3.33%				—				
メニューC				—				
商品名等				—				
	契約時の確約			—				
調整後CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)				—				
—				—				
再生可能エネルギー利用率				—				
—				—				
再エネ証書かつ再エネ電源利用率				—				
—				—				
新設再生可能エネルギー利用率				—				
—				—				

(多様な再エネ電力メニューの提供について具体的な措置の考え方)

- ・調達先の発電所の考え方
地産地消のもと需要家の所在地での電源調達先を優先するため、需要家所在地ごとのメニューを設定しています。
- ・再エネ証書への取り組み
需要家のニーズに応じた、証書付与された電力メニューを提供しています。

その4ー②

＜提出書類の記載方法＞

※本シートは公表対象です。

その4-①：メニューごとの再生可能エネルギー利用率等 《シート B2 から自動転記》

メニューごとの内容について、当年度の見込み値をシート B2 に記載することにより反映されます。

反映して表示されている内容を確認いただき、修正が必要な場合は、シート B2 の記載内容を修正してください。

※シート B2 の具体的な記載方法は 57 ページを参照してください。

その4-②：多様な再エネ電力メニューの提供に係る具体的な措置の考え方 《必須手入力》

当年度計画として記載した都内供給に係る多様な再エネ電力メニューの提供にあたって、具体的な措置の考え方を整理して、次の考え方を例に該当する内容を簡潔に記載してください。

- メニューごとの電源構成の考え方
- 調達先発電所の考え方
- 再エネ証書への取り組み

※指針：第5 7 「メニューの多様化に係る措置」

※指針：第5 8 「メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性」

A5 〔（第1号様式 その5）（計画書）〕

＜提出書類の記載例＞

8 その他地球温暖化の対策に関する事項

その5－①

（1）未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

項目	当年度の利用量		次年度の利用量		長期的目標年度(2030年度)の利用量	
	利用量 (千kWh)	利用率(%)	利用量 (千kWh)	利用率(%)	利用量 (千kWh)	利用率(%)
当年度の計画における目標値	86	0.20%	100	0.50%	160	1.00%
前年度の計画における目標値	80	0.10%	100	0.50%	160	1.00%

（未利用エネルギー等の具体的な利用促進対策、今後の開発の見通し等目標設定に係る措置の考え方）

■利用促進対策

- ・今年度末に、□□自治体の清掃工場からの廃棄物発電の購入(200千kW)を予定しています。
- ・廃棄物のうち、非バイオマス比率20%分の未利用エネルギー等による発電能力が増加します。

■今後の開発の見通し等目標設定

- ・2030年度までに他の清掃工場から約1,000千kWhの購入を検討し、利用率を拡大を目指します。

（2）火力発電所における熱効率の向上に係る措置及び目標

（火力発電所における具体的な地球温暖化対策について取組状況および今後の取組計画）

その5－②

■当該年度

- ・稼働中の火力発電のリパワリングや負荷率向上により熱効率38%を目指します。

■次年度

- ・稼働中の火力発電のリパワリングや負荷率向上により熱効率39%を目指します。

■長期的な目標年度(2030年度)

- ・稼働中の火力発電のリパワリングや負荷率向上により熱効率45%を目指します。
- ・2030年までには、現在の石油火力に、天然ガス火力発電(500千kW)を増設します。

（3）都内の電気需要者への地球温暖化対策促進の働きかけに係る措置

その5－③

■需要家に対する具体的な働きかけ内容

- ・需要家の皆様に、電力の専門家である弊社が、省エネルギー診断事業を行います。
- ・需要家への請求書にCO2排出量を表示するなど、地球温暖化対策推進のための情報提供をします。
- ・ホームページよりお客様の電気使用量のグラフ等の作成により見える化を行っています。

（4）その他の地球温暖化対策に係る措置

その5－④

■発電以外の地球温暖化対策の実施状況

- ・発電以外のビル等(本社ビル)においてESCO事業を実施し、CO2排出量の削減を目指します。
- ・自動車からの温室効果ガス削減のため、営業で使用する自動車を順次低燃費型の自動車に変えていきます。
- ・変圧器で使用しているSF6の点検時等の大気放出防止(回収)を徹底します。

＜提出書類の記載方法＞

※本シートは公表対象です。

その5-①：未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合拡大に係る措置及び目標
自社等発電量、他社発電量を問わず、未利用エネルギー等を利用した発電による都内への電気の供給に係る目標を記載してください。未利用エネルギー等には、清掃工場からの調達量のうち非バイオマス発電分などが該当します。

【当年度の計画における目標値】

当年度、次年度及び2030年度における利用量・利用率について、見込み値を記載してください。具体的な数値目標がない場合は、定性的な記載でも結構です。

※利用予定がない場合は「－」ではなく、「0」と入力してください。

【前年度の計画における目標値】

前年度提出したエネルギー環境計画書の「当年度の計画における目標値」の値（今年度初めて提出する場合は「－」）が自動で表示されます。

※正しく表示されない場合は、シート「計」はじめに」の入力内容をご確認ください。

※未利用エネルギー等利用率の算定方法：⑤-6（p28）を参照してください。

【未利用エネルギー等の具体的な利用促進対策、今後の開発の見通し等目標設定に係る措置の考え方】

未利用エネルギーの具体的な利用促進対策、今後の見通し等目標設定に係る措置の考え方を整理して、記載してください。

その5-②：火力発電所における熱効率の向上に係る措置及び目標

自社及び子会社が所有する火力発電所の熱効率を向上させるための措置及び目標値を記載してください。

また、当該発電所における具体的な地球温暖化対策について、取組状況及び今後の取組計画を示してください。

※火力発電所を所有していない場合は、その旨を記載してください。

その5-③：都内の電気需要者への地球温暖化対策促進の働きかけに係る措置

電気需要者に対し、当該電気需要者の事業所等における地球温暖化の対策の促進を働きかけ、連携により温暖化対策を相乗的に推進する措置等について検討し、取組状況及び今後の取組計画を記載してください。

その5-④：その他の地球温暖化対策に係る措置

フロン類の漏洩防止、廃棄物の削減及び有効利用、自動車の合理的な利用、植林・緑化、エネルギーマネジメントシステムの活用等の措置など、地球温暖化対策について、その取組状況及び今後の取組計画を記載してください。

※指針：第5-9「その他地球温暖化の対策に関する事項」

（1）未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

（2）火力発電所における熱効率の向上に係る措置及び目標

（3）都内の電気需要者への地球温暖化の対策の働きかけに係る措置

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

B1 〔（第1号様式 添付資料1）〕

<提出書類の記載例>

B1 本ページは公表されません

再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

添付1－①

		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
都内電力供給量(千kWh)		1,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	2,000
再生可能エネルギー 利用量(千kWh)	再エネ証書付与電気量	350	500	500	600	700	800	1,500
	証書未発行の再エネ電源からの 電気量	50	50	50	50	60	70	100
再生可能エネルギー利用率(%)		40.00%	36.67%	36.67%	43.33%	50.67%	58.00%	80.00%

添付1－②

電源種		当年度計画における都内供給量							
		電源		再生可能エネルギー (再エネ証書付与電気及び証書未発行 の再エネ電源からの電気)		再エネ証書かつ再エネ電源		新設再生可能エネルギー	
		利用量 (千kWh)	利用率	利用量 (千kWh)	利用率	利用量 (千kWh)	利用率	利用量 (千kWh)	利用率
非火力	太陽光(FIT)	200	20.00%	100	10.00%	100	10.00%	100	10.00%
非火力	太陽光(FIP)	50	5.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
非火力	太陽光(非FIT・非FIP)	100	10.00%	50	5.00%	50	5.00%	50	5.00%
非火力	風力(FIT)		－		－		－		－
非火力	風力(FIP)		－		－		－		－
非火力	風力(非FIT・非FIP)		－		－		－		－
非火力	水力(3万kWh未満)(FIT)		－		－		－		－
非火力	水力(3万kWh未満)(FIP)		－		－		－		－
非火力	水力(3万kWh未満)(非FIT・非 FIP)		－		－		－		－
非火力	水力(3万kWh以上)(FIT)		－		－		－		
非火力	水力(3万kWh以上)(FIP)		－		－		－		
非火力	水力(3万kWh以上)(非FIT・非 FIP)		－		－		－		
非火力	地熱(FIT)		－		－		－		－
非火力	地熱(FIP)		－		－		－		－
非火力	地熱(非FIT・非FIP)		－		－		－		－
火力	再生可能バイオマス(FIT)	200	20.00%	100	10.00%	100	10.00%	0	0.00%
火力	再生可能バイオマス(FIP)		－		－		－		－
火力	再生可能バイオマス(非FIT・非 FIP)		－		－		－		－
火力	非再生可能バイオマス		－		－				
非火力	その他再生可能		－		－		－		－
他社等調達	他社から(FIT)	100	10.00%	100	10.00%	100	10.00%	0	0.00%
他社等調達	他社から(FIP)	50	5.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
非火力	原子力		－		－				
火力	未利用エネルギー		－		－				
火力	火力(石炭)	100	10.00%	100	10.00%				
火力	火力(石油)	50	5.00%	50	5.00%				
火力	火力(LNG)	50	5.00%	0	0.00%				
火力	火力(その他)		－		－				
他社等調達	他社から(非FIT・非FIP)	80	8.00%	0	0.00%				
他社等調達	卸取引所	20	2.00%	0	0.00%				
未定		0	0.00%	0	0.00%				
供給予定合計		1,000		500	50.00%	350	35.00%	150	15.00%

＜提出書類の記載方法＞

※本シートは公表されません。

※本シートに記載する電力供給量、電気利用量の単位は千kWhです。

添付1-①：再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

【当年度から2030年度における目標値】

当年度から2030年度までにおける都内電力供給量と再生可能エネルギー利用量について、目標値を記載してください。

なお「再生可能エネルギー利用量」については、「再エネ証書付与電気量」と「証書未発行の再エネ電源からの電気量」に区分して記載してください。「再エネ証書付与電気量」は再エネ証書を付与した電気の供給量で、**電源種は問いません**。「証書未発行の再エネ電源からの電気量」は、証書が未発行の再エネ電源から調達した電気の供給量です。利用できる再エネ電源および再エネ証書は以下です。

各年度の数値目標値については、少なくとも当年度数値目標値と2030年度数値目標値を定めいただき、中間年度の数値目標値については線形予測値で求めた数値目標値でも構いません。

再エネ電源									
太陽光		証書 算定項目	グリーン 電力証書	J-クレジット証書		JCM 海外認証	FIT非化石 証書	非FIT非化石証書	
風力				再エネ	省エネ 森林			再エネ指定 有	再エネ指定 無
水力									
地熱									
再生可能バイオマス									
他社の再エネ電源									
		再エネ利用量	○	○	—	—	○	○	—
		再エネ証書かつ再エネ電源利用量	○	○	—	—	○	○	—
		新設再生可能エネルギー利用量	○	○	—	—	○	○	—

添付1-②：当年度計画における都内供給量の電源種別内訳

【電源利用量・利用率】

上記で記載した当年度の都内供給量について、「電源種」ごとに「電源利用量」の内訳を記載してください。「未定」セルには利用量の合計値と都内電力供給量との差分が自動入力されます。「未定」の値がマイナスになった場合には、利用量の合計が都内電力供給量を超えていますので修正してください。清掃工場の場合にはバイオマス発電分と非バイオマス発電分でわけて記載してください。非バイオマス発電分は未利用エネルギーに分類してください。

【再生可能エネルギー利用量・利用率（再エネ証書付与電気及び証書未発行の再エネ電源からの電気）】

「電源種」ごとに「再生可能エネルギー利用量」を記載してください。「未定」セルには利用量の合計値と、1-①の「再エネ証書付与電気量」と「証書未発行の再エネ電源からの電気量」の合計値との差分が自動入力されます。「未定」の値がマイナスになった場合には、利用量の合計が都内電力供給量を超えていますので修正してください。

【再エネ証書かつ再エネ電源利用量・利用率】

上記の「電源利用量」及び「再生可能エネルギー利用量」を記載することによって、利用量、利用率が自動入力されます。

【新設再生可能エネルギー利用量・利用率】

「電源種」ごとに、新設再生可能エネルギー発電設備（2024年度以降に運転を開始する再生可能エネルギー発電設備（水力発電設備については出力が3万キロワット未満のものに限る。））からの「新設再生可能エネルギー利用量」を記載してください。当該利用量には再エネ証書が付与されている必要がありますので、上記の「再エネ証書かつ再エネ電源利用量」の値を超えない値の記載をお願いします。

B2 〔（第1号様式 添付資料2）〕

＜提出書類の記載例＞

B2 本ページは公表されません
メニューごとの再生可能エネルギー利用率等

添付2-②

添付2-①

当年度計画における都内供給															
電源構成				再生可能エネルギー （再生エネルギー発電及び 証書未発行の再生可能電 源からの電気）		再生エネルギー 再エネ電源		新設再生可能エ ネルギー		供給する電気の属性					
		電源種	利用量 (千kWh)	利用率	利用量 (千kWh)	利用率	利用量 (千kWh)	利用率	利用量 (千kWh)	利用率	A3.2シート の発電所 番号	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称	
メニューA		太陽光	FIT	100	9.52%	100	9.52%	100	9.52%	50	4.76%	5	YYYメガソーラー発電所	〇〇県XXX市△-□	株式会社〇〇ソーラー
商品名等	XXXXX	風力	FIP	100	9.52%	50	4.76%	50	4.76%	0	0.00%	7	QQQ風力発電所	〇〇県XXX市△-□	〇クインパワー株式会 社
	契約時の確約	水力(3万kWh以上)	FIT	50	4.76%	50	4.76%	50	4.76%	0	0.00%	6	ZZZ水力発電所	〇〇県XXX市△-□	〇アタラ株式会社
調整後CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	有	再生可能バイオマス	FIT	300	28.57%	100	9.52%	100	9.52%	0	0.00%	4	ABC清障工場	〇〇県XXX市△-□	ABCバイオ株式会社
0.480		水力(3万kWh未満)	FIT	400	38.10%	200	19.05%	200	19.05%	0	0.00%	8	ZZZ水力発電所	〇〇県XXX市△-□	〇ハイドロパワー株式会 社
再生可能エネルギー 利用率	有	その他再生可能		100	9.52%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%				
47.62%					-	-	-	-	-	-					
再生エネルギーかつ 再生エネルギー利用率	無				-	-	-	-	-	-					
47.62%					-	-	-	-	-	-					
新設再生可能エネルギー 利用率	無				-	-	-	-	-	-					
4.76%					-	-	-	-	-	-					
メニューB		太陽光	FIT	100	33.33%	100	33.33%	100	33.33%	10	3.33%	5	YYYメガソーラー発電所	〇〇県XXX市△-□	株式会社〇〇ソーラー
商品名等	YYYYY	風力	FIT	100	33.33%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	7	QQQ風力発電所	〇〇県XXX市△-□	〇クインパワー株式会 社
	契約時の確約	卸取引所		100	33.33%	100	33.33%		-	-					
調整後CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	有				-	-	-	-	-	-					
0.250					-	-	-	-	-	-					
再生可能エネルギー 利用率	無				-	-	-	-	-	-					
66.67%					-	-	-	-	-	-					
再生エネルギーかつ 再生エネルギー利用率	無				-	-	-	-	-	-					
33.33%					-	-	-	-	-	-					
新設再生可能エネルギー 利用率	無				-	-	-	-	-	-					
3.33%					-	-	-	-	-	-					
メニューC					-	-	-	-	-	-					
商品名等					-	-	-	-	-	-					
	契約時の確約				-	-	-	-	-	-					
調整後CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)					-	-	-	-	-	-					
					-	-	-	-	-	-					
再生可能エネルギー 利用率					-	-	-	-	-	-					
-					-	-	-	-	-	-					
再生エネルギーかつ 再生エネルギー利用率					-	-	-	-	-	-					
-					-	-	-	-	-	-					
新設再生可能エネルギー 利用率					-	-	-	-	-	-					
-					-	-	-	-	-	-					
メニューD					-	-	-	-	-	-					
商品名等					-	-	-	-	-	-					
	契約時の確約				-	-	-	-	-	-					
調整後CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)					-	-	-	-	-	-					
					-	-	-	-	-	-					
再生可能エネルギー 利用率					-	-	-	-	-	-					
-					-	-	-	-	-	-					
再生エネルギーかつ 再生エネルギー利用率					-	-	-	-	-	-					
-					-	-	-	-	-	-					
新設再生可能エネルギー 利用率					-	-	-	-	-	-					
-					-	-	-	-	-	-					
メニューE					-	-	-	-	-	-					
商品名等					-	-	-	-	-	-					
	契約時の確約				-	-	-	-	-	-					
調整後CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)					-	-	-	-	-	-					
					-	-	-	-	-	-					
再生可能エネルギー 利用率					-	-	-	-	-	-					
-					-	-	-	-	-	-					
再生エネルギーかつ 再生エネルギー利用率					-	-	-	-	-	-					
-					-	-	-	-	-	-					
新設再生可能エネルギー 利用率					-	-	-	-	-	-					
-					-	-	-	-	-	-					

＜提出書類の記載方法＞

※本シートは公表されません。

添付2-①：メニュー

当年度計画における都内供給電力のメニューについて、メニュー別に下記事項について記載してください。

【商品名等】

需要家に商品を紹介する際、又は販売する際に使用している「商品名等」について記載してください。

【調整後 CO₂ 排出係数 (kg-CO₂/kWh)】

「調整後 CO₂ 排出係数 (kg-CO₂/kWh)」を記載してください。

また、供給する電力の「調整後 CO₂ 排出係数」について、契約時に係数を確約しているか否かについて選択してください。

【再生可能エネルギー利用率】

「再生可能エネルギー利用率」については、「当年度計画における都内供給」の「再生可能エネルギー利用量」を入力することで、自動入力されます。

また、供給する電力の「再生可能エネルギー利用率」について、契約時に利用率を確約しているか否かについて選択してください。

【再エネ証書かつ再エネ電源利用率】

「再エネ証書かつ再エネ電源利用率」については、「当年度計画における都内供給」の「再エネ証書かつ再エネ電源利用量」を入力することで、自動入力されます。

また、供給する電力の「再エネ証書かつ再エネ電源利用率」について、契約時に利用率を確約しているか否かについて選択してください。

【新設再生可能エネルギー利用率】

「新設再生可能エネルギー利用率」については、「当年度計画における都内供給」の「新設再生可能エネルギー利用量」を入力することで、自動入力されます。

また、供給する電力の「新設再生可能エネルギー利用率」について、契約時に利用率を確約しているか否かについて選択してください。

添付2-②：当年度計画における都内供給量

当年度計画における都内供給電力のメニューについて、メニュー別に下記事項について記載してください。

【電源種・電源利用量・利用率】

「電源種」は、2つのプルダウンメニューの組み合わせとして該当する電源種を選択し、利用量を記載してください。清掃工場の場合にはバイオマス発電分と非バイオマス発電分でわけて記載してください。非バイオマス発電分は未利用エネルギーに分類してください。

—	—
太陽光	FIT
風力	FIP
	非FIT非FIP
水力（3万kWh未満）	
水力（3万kWh以上）	
地熱	
再生可能バイオマス	
非再生可能バイオマス	
その他再生可能	
他社から	
原子力	
未利用エネルギー（清掃工場の非バイオマス分等）	
火力（石炭）	
火力（石油）	
火力（LNG）	
火力（その他）	
卸取引所	
未定	

【再生可能エネルギー利用量・利用率】

「電源種」ごとに「再生可能エネルギー利用量」を記載してください。

【再エネ証書かつ再エネ電源利用量・利用率】

上記の「電源利用量」及び「再生可能エネルギー利用量」を記載することによって、利用量、利用率が自動入力されます。

【新設再生可能エネルギー利用量・利用率】

「電源種」ごとに、新設再生可能エネルギー発電設備（2024年度以降に運転を開始した再生可能エネルギー発電設備（水力発電設備については出力が3万キロワット未満のものに限る。））からの「新設再生可能エネルギー利用量」を記載してください。当該利用量には再エネ証書が付与されている必要がありますので、上記の「再エネ証書かつ再エネ電源利用量」の値を超えない値の記載をお願いします。

【発電所等の電気的属性】

各メニューの電力を調達している発電所について、シート A3_2 (p49 参照)の「発電所番号」を記載してください。記載することで、発電所名称等の属性が自動入力されます。

第5 エネルギー環境計画書の作成

1 計画書の様式

計画書は、別記第1号様式によるものとする。

2 地球温暖化の対策の取組方針

特定事業者は、自社等発電所における発電事業における温室効果ガス削減対策、電気調達先における温室効果ガス削減対策その他の電気の供給に係る事業において実施する再生可能エネルギーの利用の拡大その他の方法による地球温暖化対策の推進についての取組方針を定め、示すものとする。

3 地球温暖化の対策の推進体制

特定事業者は、電気の供給に係る再生可能エネルギーの利用の拡大その他の方法による地球温暖化対策を着実かつ効果的に推進するに当たり、次に掲げる事項を行うための組織体制を整備するよう努め、整備した場合にあっては、その概要を示すものとする。

(1) 計画書及び報告書の作成

(2) 電気の供給に伴い排出されたCO₂排出量の把握

(3) 電気の供給に伴い排出されたCO₂排出量等の、都民、都内事業所等に対する公表

(4) CO₂排出係数を低減させるための対策の推進

(5) 電力需要家が10及び第6 8により公表しない事項その他の電力需要家が電力の調達先の選定に際して必要な情報を得るために行う照会への対応

4 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標

特定事業者は、CO₂排出係数の低減について、次に掲げる事項の目標値を設定するものとする。

なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した次に掲げる事項の目標値を転記するものとする。

また、CO₂排出係数の低減目標達成に向けた具体的な対策内容等目標設定に係る措置の考え方を整理し、示すものとする。

(1) 提出年度のCO₂排出係数

計画書を提出する年度(以下「提出年度」という。)におけるCO₂排出係数

(2) 次年度のCO₂排出係数

中期的な目標として、次年度におけるCO₂排出係数

(3) 長期的目標年度のCO₂排出係数

長期的な目標として、2030年度におけるCO₂排出係数

5 再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

特定事業者は、再生可能エネルギーの利用による電気の供給について、次に掲げる事項の目標値を設定するものとする。

なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した次に掲げる事項の目標値を転記するものとする。

また、再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策等目標設定に係る措置の考え方を整理し、示すものとする。

(1) 提出年度の再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率

提出年度における再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率

(2) 長期的目標年度の再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率

長期的な目標として、2030年度における再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率

なお、当該再生可能エネルギー利用率は、第4 1による目標値の水準を踏まえ、設定するものとする。

(3) 長期的目標年度の再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率の達成に向けた計画

(2)により定めた目標の達成に向けた、提出年度以後の各年度における再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率

6 供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

特定事業者は、提出年度に供給する電気に関し、次に掲げる事項を示すものとする。

(1) 電源構成（電気の発電種別ごとの割合をいう。以下同じ。）

(2) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率

(3) 新設再生可能エネルギー利用率

また、再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の考え方を整理し、示すものとする。

(4) 供給する電気の属性

供給する電気に係る発電所ごとの次に掲げる事項

ア 発電所の名称

イ 発電所の位置

ウ 発電事業者の名称

エ 発電に用いるエネルギーの種別（バイオマスによる発電の場合は、当該バイオマスの種別を含む。以下同じ。）

オ F I T又はF I Pの認定（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項による認定をいう。以下同じ。）の有無

カ 発電規模

キ 運転開始日

7 メニューの多様化に係る措置

特定事業者は、多様な再エネ電力メニューの提供に係る具体的な措置の考え方を整理し、示すものとする。

8 メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

特定事業者は、提出年度に提供するメニューに関し、メニューごとに次に掲げる事項を示すものとする。

(1) 当該メニューに関する販売時の商品に関する事項

(2) 調整後CO₂排出係数

(3) 再生可能エネルギー利用率

(4) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率

(5) 新設再生可能エネルギー利用率

(6) 電源構成

(7) F I T又はF I Pの認定の有無

(8) 供給する電気の属性

提供するメニューに係る発電所ごとの6（4）アからキまでに掲げる事項

(9) 電力需要家との電力供給契約における（2）から（8）までの各項目に関する確約の有無

9 その他地球温暖化の対策に関する事項

(1) 未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

特定事業者は、未利用エネルギー等を利用した発電について、提出年度、次年度及び長期的な目標年度（2030年度とする。）における未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量及び未利用エネルギー等利用率（電気の供給の量のうち未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合をいう。以下同じ。）の目標値を設定している場合には、その値を示すものとする。

なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した目標値を転記するものとする。

また、未利用エネルギー等の具体的な利用促進対策、今後の開発の見通し等目標設定に係る措置の考え方を整理し、示すよう努めるものとする。

(2) 火力発電所における熱効率の向上に係る措置及び目標

特定事業者は、自己及び子会社が所有する発電所(火力発電所に限る。)については、提出年度、次年度及び長期的な目標年度(2030 年度とする。)における熱効率(燃料の保有するエネルギーに対する電力に変換されたエネルギーの割合をいう。)の目標値を設定し、その値を示すものとする。

また、当該発電所における具体的な地球温暖化対策について、取組状況及び今後の取組計画を示すものとする。

(3) 都内の電気需要者への地球温暖化の対策の働きかけに係る措置

特定事業者は、都内で電気を使用する者(以下「電気需要者」という。)に対して、当該電気需要者の事業所等における地球温暖化の対策の促進を働きかけ、特定事業者と電気需要者との連携により地球温暖化対策を相乗的に推進する措置等がある場合には、取組状況及び今後の取組計画を示すものとする。

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

特定事業者は、その他の地球温暖化対策として、フロン類の漏出防止、廃棄物の削減及び有効利用、自動車の合理的な利用、植林・緑化並びに京都メカニズム(気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(平成 17 年条約第 1 号)第 6 条、第 12 条及び第 17 条に規定する措置をいう。以下同じ。)の活用による温室効果ガス削減量の確保等の措置等がある場合には、取組状況及び今後の取組計画を示すものとする。

10 特定事業者による公表

特定事業者は、計画書のうち、次に掲げる事項を公表する。ただし、(6) 及び (8) の事項のうち、発電事業者又は電力需要家との契約により第三者への公開ができないもの及び他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により経営に大きく影響するものについては、この限りでない。この場合において、特定事業者は、計画書の公表前に、公表しない箇所及び理由を都に報告しなければならない。

(1) 特定事業者の概要

(2) 地球温暖化の対策の取組方針

(3) 地球温暖化の対策の推進体制

(4) 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標

(5) 再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

(6) 供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

(7) メニューの多様化に係る措置

(8) メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

(9) その他地球温暖化の対策に関する事項

11 添付書類

(1) 環境報告書等

計画書の提出に当たっては、環境報告書(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年法律第 77 号)第 2 条第 4 項の環境報告書をいう。)又はこれに類する冊子等を添付するよう努めるものとする。

(2) その他知事が必要と認める書類

計画書の提出に当たっては、(1) のほか、計画書の内容を説明するものとして知事が必要と認める書類を添付するものとする。

12 エネルギー環境計画書の変更届

特定事業者は、8 により示したメニューに関する事項について変更があった場合、エネルギー環境計画書変更届出書を提出することができる。

提出に当たっては、11 に掲げる添付書類のうち、変更に関するものを添付するものとする。

当該変更届出書を提出した場合、速やかに 10 による公表の内容を変更するものとする。

⑧エネルギー状況報告書（提出書及び第2号様式）の記載方法

（指針第6）

（エネルギー状況報告書のエクセルの構成）

- エネルギー状況報告書（提出書及び第2号様式）の構成は、添付の通りであり、C1～

カテゴリー	ガイドライン緑本p28～77を参照			
総則				
様式				
報告書添付様式				
	シート②	D2	—	83
	シート③	D3	—	86
	シート④	D4	—	89
	シート⑤	D5	—	95
	シート⑧	D8	—	100
	シート⑨	D9	—	103
	シート⑪	D11	—	104
	シート⑫	D12	—	105
	シート⑬A	D13_1	—	106
	シート⑬B	D13_2	—	107
	シート⑭A	D14_1	—	109
	シート⑭B	D14_2	—	110
	シート⑮	D15	—	111
	係数表	D17	—	—
	調達元事業者	D18	—	—
	メニューの有無	D19	—	112
	第2号様式 添付資料0	E1	—	113
	第2号様式 添付資料1	E2	—	116
	第2号様式 添付資料2	E3	—	118

（エネルギー状況報告書の記入概要）

- 「報_はじめに」シートから順に作成してください。
- 各シートの記入できるセルは次のように色付けされており、それぞれの色の意味は下記の通りです。

	：必須入力項目
	：入力項目（該当時）
	：自動計算項目

- 必須入力項目は必ず入力してください。必須入力項目は入力されると、黄色から白色になります。
- シート D17 は電力の CO₂ 排出係数などの各種係数についての参考シートです。また、シート D18 は、調達元事業者の排出係数一覧表です。

⑨特定事業者による公表

(指針第5-10および指針第6-9)

- 特定事業者は、以下の事項を公表してください。公表方法は、エネルギー環境計画書及びエネルギー状況報告書で選択したものとしてください。

・エネルギー環境計画書

	項目	様式
1	特定事業者の概要	第1号様式 その1
2	地球温暖化の対策の取組方針	第1号様式 その2
3	地球温暖化の対策の推進体制	第1号様式 その2
4	特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標	第1号様式 その2
5	再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標	第1号様式 その3
6	供給する電気における再生可能エネルギー利用量・利用率、電源構成、新設再生可能エネルギー利用率、供給する電気の属性等	第1号様式 その3
7	メニューの多様化に係る措置	第1号様式 その4
8	メニューごとの電源構成、供給する電気の属性等	第1号様式 その4
9	その他地球温暖化の対策に関する事項	第1号様式 その5

・エネルギー状況報告書

	項目	様式
1	特定事業者の概要	第2号様式 その1
2	特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量	第2号様式 その2
3	特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標	第2号様式 その2
4	再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標	第2号様式 その2
5	供給する電気における再生可能エネルギー利用量・利用率、電源構成、新設再生可能エネルギー利用率、供給する電気の属性等	第2号様式 その3
6	メニューの多様化に係る措置	第2号様式 その4
7	メニューごとの電源構成、供給する電気の属性	第2号様式 その4
8	その他地球温暖化の対策に関する事項の進捗状況	第2号様式 その5

未把握分の CO₂ 排出係数● 未把握分の CO₂ 排出係数

（「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」第2条5項第3号による）

	係数 (kg-CO ₂ /kWh)
代替値	0.429※

※「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）

—R4 年度実績— R5.12.22 環境省・経済産業省公表」の値

（省令本文）

（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）

第二条

5 令第七条第一項第一号イ（3）及び同号ロ（3）の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この号において同じ。）が供給した電気を使用している場合にあっては、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとに特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数
- 二 前号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前号の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの
- 三 前二号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、前二号に掲げる係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数

「発電事業の有無」における「自社等」の定義

本制度における子会社・関連会社等の定義は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（金融庁）」によります。概要については、以下の通りです。

第八条三項より

- ・ 「親会社」とは、「他の会社等」の意思決定機関を支配している会社をいう。
- ・ 「子会社」とは、当該「他の会社等」をいう。

第八条四項より

- ・ 「他の会社等」の意思決定機関を支配している会社とは、次に掲げる会社をいう。

子会社の 範囲	① 議決権の50%超を所有している。 ② 議決権の40%以上50%以下を所有し、要件イ～ホのいずれかに該当する。 ③ 緊密者と合算で議決権の50%超を所有し、要件ロ～ホのいずれかに該当する。
	イ 緊密者と合算で50%超を所有 ロ 親会社の（元）役員・従業員が役員の過半数 ハ 重要な経営方針を支配する契約 ニ 緊密者と合算で資金調達（負債計上分のみ）の50%超を融資 ホ その他意思決定機関を支配する事実

第八条五項より

- ・ 「関連会社」とは、「子会社以外の他の会社等」の経営方針に重要な影響を与えることができる当該「子会社以外の他の会社等」をいう。

第八条六項より

- ・ 「子会社以外の他の会社等」の経営方針に重要な影響を与える会社とは、次に掲げる会社をいう。

関連会社の 範囲	① 議決権の20%以上を所有している。 ② 議決権の15%以上20%未満を所有し、要件イ～ホのいずれかに該当する。 ③ 緊密者と合算で議決権の20%超を所有し、要件イ～ホのいずれかに該当する。 ④ 会社及び会社に準ずる事業体により、共同支配企業に該当する。
	イ 親会社の（元）役員・従業員が役員等に就任 ロ 重要な融資 ハ 重要な技術提供 ニ 重要な取引 ホ その他経営方針に重要な影響を与える事実の存在

第八条八項より

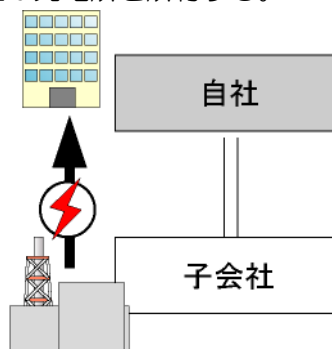
- ・ 「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

○ 以下のような場合は、「自社等」と認められます。

① 自社が発電所を所有する。

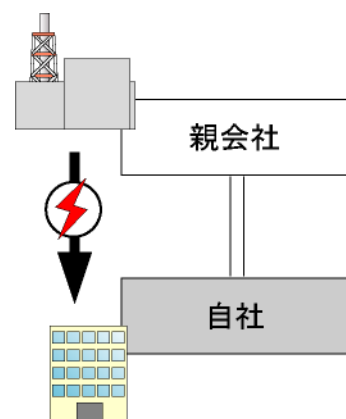


② 子会社が発電所を所有する。

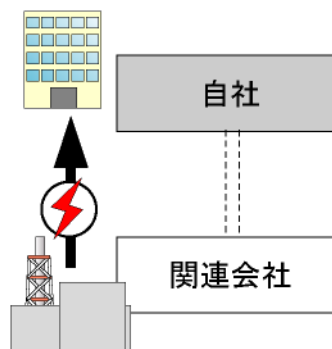


○ 以下のような場合は、都と協議の上、「自社等」と認められる場合があります。

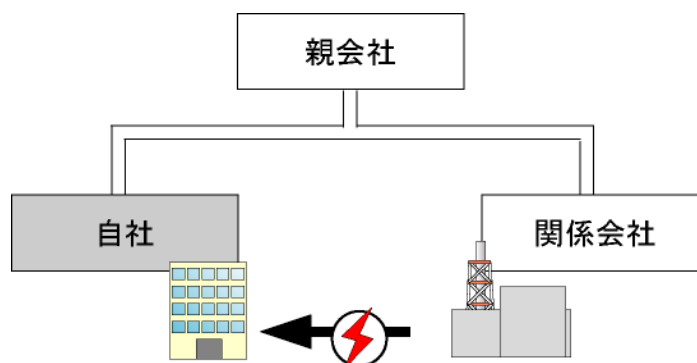
③ 親会社が発電所を所有する。



④ 関連会社が発電所を所有する。



⑤ 関係会社が発電所を所有する。



問い合わせ先：
東京都環境局
気候変動対策部計画課
E-mail：tokyo_enekan@ml.metro.tokyo.jp